

第8回
環境社会配慮ガイドライン改定に関する
諮問委員会

日時 2021年4月13日（火）14:02～17:29

場所 JICA本部 2階202会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

諮問委員

織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
角田 崇成※	外務省 国際協力局 事業管理室 室長
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長／理事
黒木 浩則	株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル 道路交通事業部道路計画部 次長
近藤 嘉智	財務省 国際局開発政策課 開発企画官
柴谷 昌宏	経済産業省 貿易経済協力局 通商金融課 資金協力室 通商金融調整官
杉田 哲哉	三菱商事株式会社 地域開発部 経済協力チーム チームリーダー
杉本 留三	環境省 地球環境局国際連携課 国際協力・環境インフラ戦略室 室長
鈴木 克徳	特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議（ESD-J）理事
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター （JACSES）プログラム・ディレクター
原嶋 洋平※	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン代表理事
三宅 且仁	一般社団法人 海外建設協会(OCAJI) 常務理事
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
持田 憲一	三井物産株式会社 プロジェクト本部 本部長補佐

（敬称略、五十音順） ※会議室参加

JICA

安藤 直樹	企画部 部長
伊藤 晃之	企画部 次長
折田 朋美	企画部 参事役
平良 靖	企画部 業務企画第二課 課長
三戸森 宏治	地球環境部 気候変動対策室 副室長
大竹 智治	審査部 部長
中曽根 慎良	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
加藤 めぐみ	審査部 環境社会配慮監理課

傍聴者

高梨 寿	一般社団法人 海外コンサルタンツ協会
------	--------------------

○折田 では、お時間になりましたので、本日も原嶋座長、よろしくお願ひいたします。

○原嶋座長 原嶋でございます。

それでは、第8回の環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひします。

本日、新しく委員としてご参加いただいておりますおふたかたがいらっしゃいますので、まずもってお名前をご紹介させていただくとともに、一言だけご挨拶といたしますか、お言葉を頂戴できればと思っております。

まず、おひとかたが、会議室でご参加いただいております外務省の角田崇成様でございます。もうひとかたが、オンラインでご参加をいただいております経済産業省の柴谷昌宏様ということでお呼びしてよろしいのでしょうか、柴谷様でございます。それぞれ一言ご挨拶を頂戴したいと思います。

まず、角田委員から一言お願ひします。

○角田委員 初めまして。ただいまご紹介にあずかりました外務省国際協力局事業管理室長の角田でございます。

前任者の八木から仕事を引き継ぎまして、まだ1か月足りないぐらいでございますけれども、今回このような諮問委員会の委員として仕事をさせていただくということで、少しでもお役に立てればと存じております。よろしくお願ひいたします。

○原嶋座長 大変ありがとうございました。

オンラインでご参加の柴谷委員、声が届いておりますでしょうか。

○柴谷委員 聞こえております。

○原嶋座長 大変恐縮ですが、お一言お言葉を頂戴できますでしょうか。

○柴谷委員 承知いたしました。

初めまして。経済産業省の柴谷と申します。貿易経済協力局通商金融課通商金融調整官をしております。

前任の石田が3月31日付で異動いたしましたので、その業務を引き継ぐということで、本委員会の委員を拝命させていただきました。少しでもお役に立てればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

オンラインでのご参加ということで、やや窮屈な面もあろうかと思っておりますけれども、遠慮なくご発言を頂戴したいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、改めまして、本日は委員のうち、私を含めてJICA本部の会議室から2名で、私と角田委員が参加しております。そのほか13名の委員の皆様には、オンラインでご参加いただいております。よろしくお願ひ申し上げます。

あと、傍聴者として本日は8名、JICAの建物の中の別の部屋でご参加いただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、お手元に議事次第が届いているかと思っておりますけれども、議事次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、一つ目が、前回の振り返りでございます。事務局からよろしくお願い申し上げます。

○古賀 前回の振り返りといたしまして、前回第7回の会合の後、黒木委員よりドラフトEIAと公開に関するご意見をいただいておりますので、本日の参考資料としてお配りさせていただいております。

以上でございます。

○原嶋座長 それでは、続きまして、2番目でございますけれども、環境社会配慮ガイドライン改定案の説明ということでございます。あわせて、資料の確認をしていただいたほうがいいと思いますけれども、今一応、皆さんにはお配りしております。一応、大きくは、ガイドラインの改定に向けたJICA方針案というのが、①②というのが大きくございます。

その次になりますけれども、国際協力機構環境社会配慮ガイドラインの改定案という文章が二つ目でございます。3つ目が、異議申立手続要綱改定論点案一覧というのがございますので、このものが本日の議論の中では重要になってまいりますので、その都度参照をお願いしたいと思います。

それでは、まず、JICAガイドライン改定案の説明ということで事務局から頂戴した後、意見交換ということにさせていただきたいと思っておりますので、事務局より資料に基づいて説明をお願いします。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

お手元に配付させていただきました第8回諮問委員会資料①、議事次第のところから続いている資料の2ページ目でございます。ガイドライン改定に向けたJICA方針案と題する横長の資料で、今お手元の画面に出ていることかと思っておりますが、それに基づいてご説明させていただきたいと思っております。

前回の第7回諮問委員会の議論を受けまして、原嶋座長ともご相談しまして、5点ほど、第8回でもきちんと丁寧に議論すべしという点を挙げていただいております。

一つ目は、FAQの位置づけを明確にすべしということで、特にそこの関連性もある指摘のあった項目、エンジニアリング・サービス借款や労働、また補償、そういったところの言及の仕方、そういったところが一つございます。

二つ目はGHG、温室効果ガスの総排出量の推計と公表についてでございますけれども、JICAの事務局提案のスコープ1、年間2万5,000トンの排出という点については、いくつかそれに疑問を呈するご意見も出ておりますので、その意見も踏まえた考え方の議論、3つ目は、気候変動の適応についてガイドラインで言及すべしとの議論がございました。その点についての再検討の可能性、別枠とする場合には、それを具体的にわかるような整理の仕方に関するものです。4点目は、保護区の取り扱いでございます。JICAの事務局からの提案である原則保護区外での実施という現行ガイドラインの規定をなくす提案については、生物多様性の保護の水準が引き下がる、ダイリューションの疑問が残るというご指摘がありますので、その点についての議論、そして、5点目は、EIAの報告書の120日公開の取り扱いと環境レビューで環境社会配慮助言委員会からいただく助言との関係、その点について十分な理解を得る議論が必要というところでございます。

そういった点も含めまして、今回お配りしております方針案では、主にこの水色のマーカーのところ、それも踏まえたアップデートの部分でございます。従いまして、これに基づいてご説明したいと思います。

一つ目は、FAQの議論でございます。FAQについてガイドラインとの関係性の説明をどのように

行うかというところで、水色のところにございますとおり、FAQのこの位置づけ、ガイドライン上の記載の説明とか、ガイドラインの解釈を示す解説書、それをFAQの冒頭に示したいということ、JICAから申し上げておりますけれども、具体的にどのように規定するかというところを、この水色のところで書いてございます。

FAQの位置づけはどのようなものですかという問いを立てまして、そして、その下にFAQはガイドラインに関して皆様の質問・疑問に思われるだろう点に答えるために作成されたよくある質問です。ガイドラインが環境社会配慮の原則を示すのに対して、FAQはガイドラインの記載の説明や解釈を示す解説書ですという記載でございます。ガイドライン本文がわかりづらい場合には、これも併せて読んでいただければという旨を、FAQの冒頭でFAQの位置づけを明記するべく記載したいと考えております。

また、あわせて、FAQの見直しについては、鈴木委員からも別途会合の後に十分丁寧な説明が為されていないのではないかと、FAQの改定や修正の仕方をきちんと説明したほうが良いということ、事務局宛てにもいただいております。

FAQの見直しの考え方でございますけれども、ガイドライン2.10にガイドラインの適用と見直しについて記載してございます。その中で「ガイドラインの運用実態について確認を行い、5年以内に運用面の見直しを行う」との記載があります。従いまして、このタイミングでFAQについては見直すことが考えられるかと思えます。前回のJICAガイドラインの制定から5年の時点でも、同様にFAQの見直しを行っております。

ただ、それ以外でも環境社会配慮の動きが急速な点も踏まえまして、ガイドラインの運用に伴って、必要があれば随時見直し、改善を図るところも考慮してまいりたいと考えております。これが1点目でございます。

続きまして、ページが飛びますけれども、6ページ、論点1.3の事業によるGHG排出量の推計のところでございます。この点、新たに青マーカーで追記しているところはございませんけれども、前回のご指摘では、日比委員からは、ダブルカウントの議論について、ダブルカウントが発生するのは限定的ではないか、技術的に回避できるのではないかとのご指摘をいただいております。杉本委員からは、環境社会配慮の目的に照らすと、あるAプロジェクトとBプロジェクトの異なるプロジェクトのダブルカウントという議論よりは、対象プロジェクトについて影響の最小化を狙うということであれば、そのプロジェクトに絞って、多少の誤差があっても代替案の比較ができれば良いのではないかとのご指摘を、他事業とのダブルカウントの関係性の議論に疑問が呈されております。

JICAとしてどのように考えるかというところは、私の説明が終わりました後で、気候変動対策室よりご説明させていただきたいと思えます。

続きまして、12ページでございます。気候変動の適応についての整理でございます。気候変動の適応の観点、ガイドラインの対象とせず別途対応するというご説明をしているところでございますけれども、その位置づけや取り組みも明確にする観点で、FAQに具体的にこのような文面で記載してはどうかという提案を、この方針案のところ記載しております。

具体的には、「JICAは適応策にどのような方針で対応しているのか」という問いに対して、気候変動の対策を事業計画に統合して、その主流化を促進するためにClimate FIT、この名前には

Climate Finance Impact Tool for Mitigation and Adaptationと、まさに適応という言葉が入っておりますけれども、これを2011年に策定して、2019年にはそれを改定しております。これに基づいて気候リスクの評価、適応策の検討の対応を強化しております。

また、どのように取り組むかという方針については、気候変動対策分野ポジションペーパー、これを2016年に作っておりますが、それに記載して組織的な取り組みをしております。そういったことをこの文面のおり、FAQに記載して、「適応」に対するJICAの対応を明確にするということを考えております。

その下に続きまして、一部横棒で線が引いてありますけれども、「全スキーム共通で」というところが対象事業、情報公開のところに書いてありますが、これは元のガイドラインの文章のままに戻すという観点でございますので、大きなものではございません。

引き続きまして、15ページに参ります。少し冒頭申し上げた論点の順番と前後しますけれども、ドラフトEIAの公開、120日前公開の議論のところでございます。

ここでもし画面が変えられれば、黒木委員からいただいておりますレターも画面でお見せしながらご説明ができると良いのですが、今画面に出ていると思います。

この1ポツのところでも簡単に事務局からもご説明させていただきますけれども、黒木委員からのご提案は、いくつかの場合分けで120日をどのように守るかというところのご提案をいただいております。EIAは基本的に相手国制度に基づいて策定されるものということで、相手国で既にEIAがあるケースが多いと思いますけれども、その場合にはそのEIAと、あわせてJICAとして助言委員会で助言を得た内容を英文に翻訳して、併せて公開しそこから120日というご提案です。また、そのEIAに助言を反映できているか、反映できていないかというところの場合分けをいただいております。EIAに助言が反映できていれば、そのEIAのドラフトの公開から120日、もしくはEIAに未反映であれば、やはりそのEIAの公開および助言の英文化したものを公開してから120日ということ、JICAの協力準備調査での作成、あるいは相手国での作成を問わず、そのような形でドラフトEIAプラス助言の英文化というところのご提案をいただいております。

具体的にガイドラインに記載すべき文面も次のページでいただいております。「助言委員会等を含めたJICA見解を反映したドラフトEIA、または補足資料を含めて公開を120日間行う」というご提案をいただいております。

これに対しまして、JICAの事務局としての応答でございますが、これを方針案に戻りまして、15ページでご説明させていただきたいと思っております。

ドラフトEIAへの助言の反映については、基本的な私どもの考え方としては、助言の対応結果は取りまとめられて対外公開はされているという一方で、現地での対応ということで、現地ステークホルダーに対しても実施段階で継続される現地ステークホルダー協議を通じて最新の対応策が説明される、その二つで透明性が担保されていると考えております。そこをもう少し詳しくFAQでどのように記載するかをその下に記載しております。

具体的には、カテゴリA案件について、提出版EIAの公開を120日公開の起算点とした場合に、担当省庁による承認過程での修正や、また、助言委員会で得た助言、また、助言を受けてJICAが環境レビューを行っていく過程で配慮の内容が変更になる場合ということがあるかと思っておりますが、それをどう対応するのですかという問いを立てて、そして回答として方針案記載のおりとしたいと考

えています。具体的には、カテゴリA案件のEIAの公開について、やはり一つの目的は、可能な限り早期にステークホルダーへの周知をして関与を促進するということが、この公開の目的としては重要な点と考えております。また、相手国の政府のニーズに応じて開発効果を早期に発現する手続の迅速化というところも考慮する必要があるということで、私どもとしては承認版、あるいは承認担当省庁提出版のEIAを公開対象とすると整理したいと考えております。

また、提出版のEIAの公開を起算点とした場合にも、最終版の承認されたEIAも公開されるということもFAQで明確化する。また、その場合であっても、環境社会配慮助言委員会の助言やJICAのレビュー結果、それに基づいて、その内容が相手のEIA報告書の中で反映が難しい場合というのは考えられるかと思えます。これが黒木委員からもご指摘をいただいているところでございます。

そこへの私どもの説明としまして、助言につきましては、JICA和文ウェブサイトで公開するとともに、これはJICAへの助言でございますので、これを責任を持ってJICAとしても受け止めて、相手国との協議を通じて対応します。また、対応結果は助言委員会に説明してウェブサイトでも公開する。今もう既に取り組んでいるところでございます。

また、それを踏まえたJICAの環境レビュー結果につきましては、事業事前評価表を通じて和文と英文で公開すること、また、現地においては、現地ステークホルダーに対して実施段階で継続されるステークホルダー協議を通じて最新の対応策が説明されるとしております。このような形で助言やJICAのレビュー結果は、透明性を十分確保しながら対応できるというところをFAQに記載しようとしております。

なお、この現地ステークホルダーに対して実施段階でステークホルダー協議が継続されるというところは、今回のガイドライン改定文案、別紙5に現地ステークホルダー協議の骨子を載せておりますけれども、そこにおいて現地ステークホルダー協議は、計画段階の早期から環境社会配慮の実施期間中まで継続して行うと規定する提案をしておりまして、そのような形で実施段階でも継続される想定としております。

続きまして、その次のページ、17ページに、公開期間の柔軟化のところについての議論の部分でございます。ここは田辺委員からもご指摘があって、協調融資案件の協調融資先と公開期間を合致させる選択肢についての疑義、通常の国際機関、日本政府が出資するような国際機関ならば容認できるが、それ以外のところでの協調融資の場合に、いたずらに短くなる可能性があるというご指摘をいただいております。

いただいたご指摘も踏まえて、ここを削除して、一方で、海外投融資については60日間の公開を維持することで、IFC等との協調融資等で同等の条件を確保し、民間ビジネスの迅速な対応への方策は確保するというような形で対応することを想定しております。

引き続きまして、19ページでございます。エンジニアリング・サービス借款についての記載でございます。ここにつきましては、どのような規定が為されるかというところが、田辺委員からもご心配をいただいております。具体的に今回ガイドラインの見直し文案の15ページに記載しておりますので、あわせてもしご確認が可能でしたら見ていただければと思います。具体的な記述をガイドラインの中に盛り込む提案をしております。

エンジニアリング・サービス借款供与期間中に影響が予見される場合には、当該影響をE/S借款環境レビュー時に確認するということを明記するとともに、借款期間中に予見されない影響が顕在

化した場合には、当該影響に関して3.2.2の6と同等の対応を行うという記載にしまして、3.2.2の6というのは、重大な変更が事業の途中で発生した場合、環境レビューを改めて行うことが規定されておりますけれども、その手続に載せていくことを想定しております。

このような対応で田辺委員からご指摘いただいた内容は、対応できると考えておりました、以上が事務局としての提案でございます。

引き続きまして、29ページでございます。冒頭で挙げました指摘のあった項目のうちの労働についての整理でございます。FAQでの記載の仕方をここで具体的にご提案させていただいております。「ガイドラインで労働者の労務管理や安全・健康、児童労働についてどのように対応しているのですか」という問いに対して回答する形を取っております。

具体的には、ガイドラインの2.3で環境社会配慮の項目を述べておりますが、その中に労働安全を含む労働環境、そして子供の権利が含まれておりました、ガイドラインでも労働者の安全・健康や児童労働のリスクについては、一定の確認を行っているところでございます。

また、この 이슈につきましては、ガイドラインとは別に相手国との合意文書、また、相手国とコントラクター間の契約、そういったもので相手国の法律規制に基づく対応をはじめとして、適切な配慮が為されるように対応しているところでございます。

また、あわせて、建設事業の労働災害の防止を目的としたガイダンス、またはJICA安全標準仕様書、そういった安全対策の取り組みも行っておりました、ここも具体的なウェブサイトとリンクをする形でご紹介したいと考えております。

引き続きまして、31ページでございます。31ページのところは、少し正確性を期して記載をしております。保安要員の記載について合意文書と実施機関、コントラクターとの契約、通常はJICAは実施機関とコントラクターとの間の契約の当事者ではありませんので、JICAとして推奨する雛形を用意しているというところでございます。

続きまして、次のページの32ページですけれども、保安要員のところでございます。ここはガイドラインの2.5としてガイドラインの文案の9ページのところに、具体的な文言を社会環境と人権への配慮というところでガイドラインに明記する形としております。JICAは相手国等がプロジェクトの形成・実施に当たり雇用する保安要員や、その他の安全確保のための要員を用いる場合に、予防と自己防衛目的を除き警備能力の行使を行わないことを確認するというところの文言を、木口委員からのご指摘を踏まえて記載しているところでございます。

警備能力の行使という言葉は世銀の用いている言葉と横並びで、より正確な記載とさせていただきました。

続きまして、33ページは、生物多様性について生物多様性の定義をFAQに記載しますというところでございます。

引き続き、35ページ、これが冒頭挙げました保護区の関係でございます。JICAの実施する事業を原則保護区外とする点について、その削除をもともと提案しておりましたけれども、日比委員からも、保護水準の引下げ、ダイリューションの指摘が懸念されておりました。全体の対応策についてJICAでも検討いたしまして、最終的に、ここの保護区の部分で削除提案を事務局としてしておりましたところは取り下げということで、現行の規定をそのまま維持する、原則保護区外という文言を残す形で対応する方針といたしております。

引き続きまして、38ページ、非自発的住民移転、生計手段の喪失に関連するところがございます。ここは木口委員、田辺委員から、移転および補償に係る合意書の内容を対象者が理解していなければならず、合意書は速やかに対象者に手交されなくてはならないというご指摘をいただいております。それも踏まえて、また、世銀の文言等も検討しまして、このような形で記載したいと考えております。

具体的には、個別の合意されるべき補償内容については文書で説明され、本人が内容をいつでも確認できるということを原則とする形で考えております。ガイドラインの文案の21ページに、その点は具体的に書いてございますけれども、原則として合意される補償内容は文書で対象者に説明され、いつでも本人がその内容を確認できるものとするということで、ご指摘いただいた点を確保する文面を挿入する想定をしております。

以上が全体として方針のところでも今回新たにアップデートした内容でございました。

事務局からの説明は以上でございます。

そして、1点、GHGのところを気候変動対策室にマイクをお渡しして、引き続き説明させていただきたいと思っております。

○三戸森 気候変動室の三戸森と申します。

2点、事務局からあった点、ダブルカウントの件と、個別事業でのスコープ1、2のカウントに求められる推計の正確さなどという、その2点について補足でご説明させていただきます。

まず、1点目のダブルカウントの件ですが、現状としましてJICAでは、各国で円借款の支援を行っており、特に東南アジア、南アジアの円借款支援が集中する国では、過去も含めて発電支援の実績を多く有しております。それで、今後円借款供与の発電部分の支援と、その他のインフラ整備の支援の対象地域が重複する可能性が高いというふうに考えております。

既往、新規を含めて、複数の発電所から供給される電力から当該円借款支援の電力部分を除くことが、元のデータの確保を含めて複雑な対応となるということ、あと、発電を支援している国、もしくは発電を支援していない国というのが生じると思うんですけれども、その場合にはGHGの計算方法が案件により異なるということが懸念されます。それは一貫性の原則で、私たちが理解しているのではISO14064-1の要求事項の原則から反するというのも懸念事項としてあるということでございます。

もう1点ですが、協力準備調査時の対応の困難さというのがございます。スコープ2の各案件での算出は、協力準備調査を通じて実施することを想定しております。電力セクター以外の例えば運輸、交通、上下水道施設、保険、医療等においては、相手国政府で担当する省庁が異なるため、関連する電力供給データを入手することに、調整も含めて時間を要することが予想されるということで、協力準備調査のコスト増、案件準備の時間増というのが懸念されるということもご説明させていただきます。

2点目の個別事業でのスコープ1、2のカウントに求められる推計の正確さについてご説明しますと、スコープ2の推計をすることで、使用電力の観点からより環境負荷の低い事業の比較検討が可能となるという点、一方で、スコープ2の推計上の課題をご説明したとおりでして、スコープ2の排出量が過大、もしくは不正確に推計される可能性があるということを懸念しております。スコープ2の推計の有用性というのはあるというふうには認識しておりますが、精緻でないスコープ2の推計

を公表することのインパクトというのを懸念しているというところ です。

JICAとしては推計値の正確さ、信頼性を重視するということから考えると、スコープ1までの推計というのが適切かなというふうに考えたところでございます。

以上です。

○原嶋座長 原嶋です。ご説明どうもありがとうございました。

それでは、前回までの大変濃密な議論を踏まえて、JICAのほうでまた方針を調整していただいております。今ご説明のありました内容、大きくは5つぐらいのポイントがあろうかと思っております。この点につきまして、おおむねご理解いただける部分が多いかと思っておりますけれども、ご意見を頂戴したいと思っております。もしご発言を希望される方はサインを送っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、黒木委員から参りますけれども、黒木委員、聞こえますでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○黒木委員 よろしく申し上げます。

2点意見があります。1点目は、全体に関わる、意見の番号でいくと1から11のところに関わるんですけども、皆さんの改定に関する意見の反映方法についてガイドライン、FAQ、別枠組みとして整理していただいているところなんですけれども、別枠組みの一つになるのかもしれないんですけども、公開されている資料ではなくて、内規的な資料で、コンサルタントが主にJICAさんと契約したときに使うカテゴリB執筆要領というものもあるんですけども、ガイドライン改定に合わせて改定を、恐らくこれも行われるかと思うんですけども、何らかのコンサルタントサイド、あるいは技術的な意味合いとして議論して作成予定がどのようになるのかなというところがちょっと疑問としてありますので、ここについて確認させていただければと思います。

2点目なんですけれども、これは意見80、81、83、84というところなんですけれども、丁寧にご説明いただいて内容は理解しているんですけども、コンサル側からは第2回助言委員会等を含むJICA見解を反映、つまりEIA改定やコメントを付したものを公開対象として120日カウントすべきというところを意見したところなんですけれども、JICAさんからの回答の内容としては、迅速性、透明性、質の確保の観点から、全てではないが2回目助言委員会の反映は、結果的に後の環境レビュー報告書とか事業事前評価表の公開で、あるいは相手政府との合意等でカバーしているという回答だったかと思っております。

ただ、やはり何らかのドラフトEIAを公開するにしても、それにJICAさんのコメントを何かつけないとJICAの姿勢がわからないということもありますし、特に準備調査を調査団が支援して行っている場合、助言委員会を経て追加的に対応すべき内容を最終ドラフトEIAに反映すれば、相手国政府との協議結果、あと、JICA側との協議結果を1度に集約できて、効率的にそれが示せるということもありますし、JICAとして対応の迅速性ということも必要なんですけども、適時にJICAの姿勢を見せるということと質の確保、責任という観点から重要だと思っておりますので、特に準備調査を行う場合は、再度ご検討いただきたい事項かと思っています。

ただし、これをそのままガイドラインに記載するということは非常に難しいかと思っておりますので、その点はFAQ等で整理していただくことが必要なのかなと思っております。

あと、これに関連して、1点質問ですけれども、相手国承認省庁への提出版EIAというのは、どの

ようにして作成、精査されたものというイメージを持たれているのか、その点を確認させていただければと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

いただいたものをちょっとまとめていますので、レスポンスしていただくようにしますので、続きまして、田辺委員、聞こえますでしょうか。お願いします。

○田辺委員 私からは3点あります。まず、いろいろと私どもの意見を反映いただきありがとうございます。

まず、1点目は、エンジニアリング・サービス借款のテキストの件です。資料でいうと56ページです。エンジニアリング・サービス借款については3項目に分けて記載しておりますが、2項目目の後半部分、他方から始まる部分が、これが1項目目の基本原則と何が違うのかというのがちょっとわかりにくくなっていて、1項目目が原則で、2項目目がその但し書きということで原則外であるとしたら、むしろ2項目目の、例えばスキップする要件として、環境社会配慮影響が予見されない場合に、こういった環境レビューを事後にもっていくことができるというような文章にすれば、すっきりするのではないかと思います。それが1点目です。

なので、他方からの部分というのは、実はこれはカットしたほうが良いということですね。そして、但し書きの条件の中に、環境社会影響が予見されない場合、かつ必要な環境社会配慮調査を実施する場合とか、そういった形にしたほうが良いと思います。

それから、2点目は、同じくエンジニアリング・サービス借款の項目3、新たに追加していただいたところですが、3.2.2の6と同等の対応を行うということで、3.2.2の6を見てみますと、3.2.1に戻る形になっているんですが、そもそもこの3.2.2のモニタリング全体ではなく、この3.2.2の6を見るということにした理由を伺わせていただければと思います。

それから、3点目は、最後、別紙7のモニタリングの項目ですが、別紙7の中で、温室効果ガスについてのモニタリングというのは、この中でしないのかどうかということ、今回きちんと排出量を想定するということを盛り込んでいただいたので、このモニタリングの中でも温室効果ガスがきちんとモニタリングされるようにしていったほうが良いということです。

以上3点です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

今の点は、主には次の資料の改定案のところを触れてでのお話ということで理解してよろしいでしょうか。

○田辺委員 はい。ここで言うてはいけなかったでしょうか。

○原嶋座長 大丈夫です。承りますので。どうもありがとうございました。とりあえず一旦承りますので、お願いします。

続きまして、鈴木委員、聞こえますか。よろしく願い申し上げます。

○鈴木委員 まず、最初にお聞きしたいんですけども、今日の議論の進め方なんですけれども、改定案についての議論というのは、次の議題として議論するということでよろしいわけですね。

○原嶋座長 一応二つの段階で考えておりまして、一つ目は、まず、方針案についてある程度のコンセンサスをいただきたいということで、今日お話をさせていただきました。それを言わばトラン

スレーションした形で改定案のドラフトを今作っていただいておりますので、それを全部今日消化するにはちょっと胃がもたれるといえますか、消化不良になってしまいますので、それについては一旦少し時間を置いて、その間に細かな点、トランスレーションの仕方とか表現の仕方とか、いろいろご意見があろうと思います。細かな点についてはこの後、次の会の前ぐらいまでに少し時間を決めてご意見を頂戴したいと思っております。

従って、大きなところでは方針案のところ、まず、ある程度のコンセンサスをできれば頂戴したいということで、そこに焦点を当てたいというふうに考えております。

以上です。

○鈴木委員 ありがとうございます。

そうすると、ご説明いただいた方針案について、ご説明いただいた事項以外の事項も含めて、とりあえず意見を述べさせていただくということによろしいですね。

○原嶋座長 遠慮なくいただきたいと思えます。

○鈴木委員 まず、第1にFAQなんですけれども、ご説明をいただいてある程度わかったかなと思うんですけれども、法律でも法律があって政令があって施行令があって、それから解釈通知みたいなものがあるというような形で多段階に分かれていると思うんです。今回のFAQでも、例えば法律に対しての政令に相当するようなJICAのガイドライン本体ではなかなか細かいところまで書き切れないということについて、重要な内容だけでも、比較的細かい内容であるからということで、FAQに書かれているようなものというのがあると思えます。

それについては、5年経った頃にもう1度しっかり見直しをしたいというご説明というのは、なるほどなとって納得ができるんじゃないかというふうに思っています。

ただ、一方で、FAQというのは、その都度都度いろいろ出てくるような質問事項とか、そういったものに対応するような、割とフレキシブルに対応しなければいけないような事項というのも、多々あると思うんですけれども、FAQと一口に言っているものの中でも、その二つをもう少し分けて考えたほうがいいんじゃないだろうかということ、前回申し上げたと思うんです。JICAの内部として、解釈はこうですよということで説明すればいいようなものと、それから、言ってみれば、政令、施行規則のような形で、ガイドラインそのものには書けないけれども、もっときちんとここを公的なものとして書いたほうがいいものとかがあるような気がしています。

そのあたりについて、もう1度ご検討いただくことができないだろうかというふうに思っています。でないと、日々出てくるような質問みたいな話について、5年経たないと回答ができないというような形になるのも、ちょっと現実的ではないんじゃないかなというふうに思っています。それがまず1点、大きな5本の柱に関連してのお話としてございます。

それから、これは併せて関連する話ではあるんですけれども、これまでの議論の中で構造基準とか、そういった別途のJICAの環境社会配慮ガイドライン以外のものの中で規定されているようなものがあるということは、内容として承知しています。ただ、それらのものが環境社会配慮とは全く無関係かということ、そうでもない部分がある、それらについては別途の規定の中できちんと対応する、環境社会配慮ガイドラインだけが環境社会配慮に関する全てを規定するものではないといったことを、もう少し明確にどこかでお示しいただく必要があるんじゃないかと思っています。

それから、20ページ、21ページに係る部分ですけれども、これはESCP、環境社会履行計画はガ

イドラインに導入しないということです。世銀と全く同じにする必要はないだろうとは思いますが、理由としてJICAは環境レビュー時には住民移転計画云々という形で案件の進捗管理を行っていると書かれていますが、その案件の進捗管理を行っているものについて、結果を公開するのかどうかということについては言及されていません。

結果が何らかの形で公開されるものであれば、無理にESCPを作らなくてもいいだろうと思うんですが、JICAの内部としてやっているだけで公開を避けないということでは不十分じゃないだろうかなと思うので、この点について明らかにしていただけないだろうかなと考えています。

それから、23ページのところで4.6、ゼロオプションは採用しないということで、その理由の一つで、F/S段階では相手国等の要請を踏まえた検討の必要性が云々ということで書かれていますが、ゼロオプションみたいな議論というのはF/Sの段階でするものでは本来ないと思います。それよりもっと早い段階で検討されるべきもの、F/Sか、それよりもさらに前段階でそのプロジェクトについての議論を開始するかどうかの段階で検討されるべきものということで、この回答だけだとゼロオプションを採用しない理由にはならないんじゃないだろうかということで気になっているところでもあります。

それから、33ページになりますけれども、43のJICAの方針のところで、生態系サービスをガイドラインの2.3の配慮事項に追加すると書かれています。これは次の議論になるかもしれないんですが、ガイドラインの改定案を見ると、2.3のところには生態系サービスは書かれていないので、ちょっとこの説明はよく理解できないなと思いました。

以上です。よろしくお願いします。

○原嶋座長 ありがとうございます。また、まとめまして、少し対応します。

村山委員、聞こえますでしょうか。よろしくお願い申し上げます。

○村山委員 1時間近く経つので、少し短めにして、後でまた紙面でまとめたいと思いますけれども、大きくは二つあります。

一つは、今の鈴木委員からご指摘があったFAQの扱い、JICA方針の1番目です。解説書という扱いをされるということについては、これまでも申し上げておおり、ただ単に解説だけではなくて、実施細則という側面もあるので、やはりまだ違和感があります。方針の中でガイドラインで触れないという点については、ぜひご検討を再度お願いしたいと思っています。

ADBでも世銀でも、こういった解説なりガイダンス、あるいはマニュアルというものについて、セーフガードポリシー、あるいは世銀のESFで触れていますので、JICAとしてもFAQという言葉を使わないまでも、何らかの形でやはりガイドラインに記載すべきではないかと考えています。これが一つ目です。

二つ目は、JICA方針の21番目、ドラフト版EIA公開の件です。これは先ほどの冒頭で黒木委員からもご指摘があった点ですが、やはり120日の間に承認版のEIAが出ない、あるいはJICAの対応がまだはっきりしていない、そういった中で120日が過ぎてしまうことに対する懸念がやはり残ります。そういう意味では、FAQの書きぶりについては、もう少しフォローアップのようなものを加えてはどうかと思っています。この点が二つ目です。

それから、3つ目は、全体を通じてというところがあるんですが、今回FAQの内容についてかなり具体的にされている部分もあるんですが、FAQに記載するという表現でとどまっているも

のもあるので、FAQの内容について固めるのであれば、そのことについて確認したい。この諮問委員会の中で行うのか、あるいは、ほかのところで行うのかということですね。

以上、3点です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、日比委員、聞こえますでしょうか。日比委員から頂戴した後、休憩を取って対応させていただきますので、日比委員、聞こえますでしょうか。

日比委員、大変恐縮なんですけれども、コンパクトをお願いします。

○日比委員 わかりました。ありがとうございます。では、コンパクトに。

まず、FAQについては、もう複数の委員の方がおっしゃってしまして、おおむね私も同じ懸念点がありましたので、割愛させていただきます。

それから、主に温室効果ガスのところ、より詳しいご説明もいただきましてありがとうございます。

この資料の6ページの方針案の11番、12番辺りについての質問、あるいはコメントにまずなるんですけれども、この一定規模以上で推計していくということは合理性があると思うんですけれども、ただ、やっぱりJICAとして全体としてどれぐらいの排出量、排出削減量、両方だと思うんですけれども、なっていくのか。というのが、この一定の閾値を超えたもの、スケールを超えたものだけを推計していくということで、全体のJICAとしての気候変動影響をしっかりとモニタリングすることになるのかどうかというところがちょっと気になる。つまり、そこに達さない小さい排出源のプロジェクトは、実は大多数だったというようなことになりはしないかということで、この辺の対応をどう考えるべきか。

このガイドラインの中に入れ込むのかどうかということまで、私も判断がつかないんですけれども、この閾値を決めてやっていくことの、一つダウンサイドというのは、考える必要があるのかなというふうに思いましたので、もしお考えがあればと思います。

それから、スコープ2、スコープ3のところは、先ほども少し詳しくご説明いただきましたけれども、データが難しい部分があるということも承知しました。正直スコープ2のところのどういう難しさなのかというのは、すみません、頭がついていかずに十分理解できたとは言えないんですけれども、ただ、ISO14065への言及もあったんですけれども、特に一貫性の確保が難しいという文脈の中でISO14065への言及されたということのちょっと意図が十分わからなかったもので、教えていただきたい、つまり、これはもうISOに則ってやっていくんですという意味ということであれば、それはそれでまたこの推計方法等についての見方というのは、それに合わせた判断が必要になってくるだろうというふうに思いました。

それから、一貫性はもちろん取れるほうがいいわけですが、一貫性が取れないから、じゃ、推計しなくてもいいのかというのは、それもまたちょっと違うのではないかなというふうに思いました。

あと、スコープ3、技術的に難しいというふうにありまして、簡単ではもちろんないんだろうなと思うんですけれども、ただ、GHGプロトコルのようなもので推計方法というのも今示されていますし、かつ民間セクターではスコープ3、特に途上国での原料調達も含めてやり始めているところなので、これがなぜ技術的に推計が難しいという判断になっているのかというのを、再度ちょっと

教えていただければなというふうに感じております。

あとは、これもGHGのところ、方針案14番のところ、特に先ほども個別事業レベルでどう、特に排出量の比較評価をしていくかというところで、個別段階で拾うことができないことがもちろんあるというのはわかりましたし、マスタープランレベルで評価していくところというものもあると思うでしょうけれども、じゃ、個別事業の段階でJICAとして、やはり脱炭素に向けてどういう配慮、努力をしていくのかというのが、今のガイドラインの中ではちょっと見えない。一定以上の排出量のものには推計しますというのは今回入れていただいているんですけども、それ以外にどうやって排出量を削減していくのか、脱炭素に向けてというところが見えてこないような形で今のこの時代の状況の中でいいのかというのは、ちょっと気になっております。

あと、ずっと飛んで、生物多様性関連のところになるんですけども、保護区に関するところ、今回、従前のおり維持されるという方針に転換されたということで、私を含め懸念を示していた委員も多数おられたかと思っておりますので、その点についてはよかったかなと思っておりますけれども、ただ、一方で、重要な生態系への影響をどう抑えていくかという項目との2本立てだと思うんですけども、ここの部分が今回の改定においては、従前のガイドラインから基本的な変化がないということになるのかなというふうに思っております。生物多様性の状況というのは悪化していることが科学的にも国際的に報告されておりますし、生物多様性への開発圧力もますます高まっているという中で、これまでのまま同じ水準のもので、十分生物多様性の保全にJICAとしては本当にそこが担保できるのかどうか、ここは一段の検討が必要なんじゃないかなというふうに感じております。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、一旦ちょっと会議室の換気の都合もございまして、10分休憩させていただきます。今、黒木委員、田辺委員、鈴木委員、村山委員、日比委員から、私のほうでは大体都合18ぐらいだと思いますけれども、コメントとして頂戴するものと、ガイドラインの本文のほうの問題も若干ありますので、それについてはまた次になるかもしれませんけれども、お答えできるものを休憩明けに事務局から対応させていただきます。

では、一旦、今5分ですので、15分まで休憩ということでお願いします。

15:05 休憩

15:15 再開

○原嶋座長 音声は入っていますでしょうか。

傍聴席の高梨さん、いらっしゃいますでしょうか。

それでは、再開と同時に、大変恐縮ですけれども、重要なところ、ポイントを絞って、まずご発言いただいた後に、事務局から今までのいろいろなご質問等にお答えするというにしたいと思っておりますので、高梨さん、申しわけないですけれども、手短かにお願いしてよろしいでしょうか。

○高梨氏 どうもお招きありがとうございます。

今回、見直しと改善をいただきまして、ありがとうございました。ただ、私どもはやはり120日ルールのところを引き続き質問したいと思っております。あわせて、ぜひ再考をお願いしたいと思うんですけども、この出発が、要するに環境社会配慮プロジェクトの迅速化というのを非常にうたわれているわけですね。ただ、やっぱり環境ガイドラインの狙いは、しっかり環境社会配慮を実

施するというので、迅速化に（※当該部、録音音声聞き取り不可）いけない気がします。

今回の改善の方針を拝見しますと、まず一つは、相手国のEIAレポートがある場合なのですが、（※当該部、録音音声聞き取り不可）というのを同意して現地側で作ってEIA（※当該部、録音音声聞き取り不可）ステークホルダー協議が十分やられていないとか、移転計画が十分でないようなことがあるという、そういう不備なものを早めに公開して、住民にそれが説明されるというのは、かえって問題なんではないかなという気がしています。

それでこの文章ですと、ドラフト版を可とする場合というふうにあるんですけども、じゃ、誰が可とするのかというところが見えない。文脈からするとJICAの方がされるんだと思いますけれども、ここで可とした場合には現地側のEIAが正式なものだということで、ある意味で承認して、そこから120日がカウントされるということになってしまう。

その場合は、残念ながら助言委員や環境レビューの結果が反映できません。要するにその部分については残念ながら割愛されてしまう。ただ、その後の文書の公開、実施段階のステークホルダー協議云々というふうに出てきているんですけども、ただ、私ども、実施段階のステークホルダー協議というのは、そうそう行われていないような気がしております、本当に現地側との協議の結果というのが、例えば英文で残されている、それがDDや実施段階に継続的にキャリーオーバーされているかというところがちょっと見えないところがあります。

そういう面では、迅速化を急ぐあまり、やっぱり環境社会配慮ガイドラインはしっかり実施されないということになると、それもまた問題があると思いますので、やはりこのところはしっかり日本側でレビューした後、特に現地側の政府に対しても、やはり日本側のガイドラインを遵守するというのを、少なくとも日本のODAであれば求めていくという姿勢が大事なんではないかと思います。難しいからそれを入れないというのであれば、本来のガイドラインの趣旨と相入れないんじゃないかというふうな気がしています。

以上、コメントと質問をいたしました。ありがとうございます。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

おおむね黒木委員からのご主張と重なる部分があるかと思しますので、大変重要な論点になっておりますので、議論させていただきます。

それでは、織田委員、先ほどちょっとサインを送られていましたけれども、織田委員、聞こえますか。

○織田委員 聞こえます。今、続けてよろしいですか。

○原嶋座長 もしご発言がありましたら、手短かにここでいただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○織田委員 わかりました。

一つは、先ほどからのFAQについては、皆さんがおっしゃっていることと同じですが、やはりガイドラインでFAQについて触れないことは問題だと思います。FAQに書かれていることはガイドラインに書かれていることと別とまでは言いませんが、ガイドラインとは異なることが例外的なこととして説明があったりもしますので、ガイドラインでFAQに触れる必要があると思います。この例として前回も申し上げましたが、保護区を通るか通らないかという問題があります。ガイドラインでは原則として避けることになっていますが、FAQには例外的に可能な場合について書かれていま

す。これはFAQがガイドラインを補足するものになっていると思います。

それから、先ほどの加藤課長のご説明の中で、労働についておっしゃったところですが、29ページかと思いますが、子供の権利を引用してくださったのですが、そこにはジェンダーもあります。これは環境社会配慮項目にありますので、これらのことはぜひFAQに書き出していただきたいということです。

加えて、非自発的住民移転に伴う生計手段の喪失の問題ですが、これまでは生計手段の喪失は非自発的住民移転だけに限って議論されてきましたが、昨日の環境社会配慮助言委員会でも出ましたが、移転はしないけれども、プロジェクトのために生計手段を喪失、または毀損するという問題があり、この間ずっと議論してきております。これは何が問題かということ、そのことをカバーするガイドラインの説明が十分じゃないからなんですよね。ガイドラインでは確かに直接移転はしないけれども不利を被る人について調べるといえることは言っており、また、苦情処理にも影響を受ける人が話を持っていくことはできるんですが、それにどのように対処するかということが書かれていない、これはやはりガイドラインが不十分ということの意味していると思います。実際に助言委員会でも毎回議論になっており、今回ガイドラインを改定するというのであれば、このような現在十分ではない点についても、どうかカバーするかということを考えるべきではないかと思います。

あと、最後に、苦情処理につきまして、苦情処理へのアクセスの保障や申し出た人がとか不利益を被らないようにということが重要だと思います。苦情処理のメンバーが例えば男性の高齢者の長老だったりすると、若い女性が何か言うのは非常に難しいということもありますので、苦情処理委員会のメンバーの構成についても性別、年齢、年代、民族などのバランスに配慮するということをしちんと入れておくべきではないかと思います。これは多分後ろのほうの問題になると思います。63ページの問題だと思いますが、併せて申し上げておきます。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、今まで頂戴したものの、いくつか重なっている部分もありますので、あと、コメントという形で承るといえるものもございまして、事務局のほうで担当分けで順次対応させていただきたいと思います。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

いくつか各部で分担して回答させていただきたいと思いますが、まず、冒頭、黒木委員からご指摘をいただいたカテゴリBの執筆要領、これはコンサルタントの皆様がJICAと契約をする際に通常お渡しして、それに基づいて環境社会配慮文書について取り組んでいただくための文書でございます。これについてガイドライン改定に合わせて内部資料としてJICAが修正するとき、コンサルタントのきちんと技術的な意見を議論を踏まえてやってほしいというところでもございました。ご指摘、ありがとうございます。

この執筆要領については、新しいガイドライン改定に合わせて見直しをする必要があると考えております。それに当たっては、JICAとしても技術的な専門家を動員して、内容のリバイズを進めたいと考えております。ただ逐次、契約の際にこの執筆要領についてのご不明な点とか、修正のご指摘等があれば、ぜひ継続して改善を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

引き続きまして、EIAの公開についての議論、ご指摘がありました。特にその中でJICAで協力準備調査を行う場合に、そこに助言の内容等も踏まえた、きちんとそういった意見を反映した協力準備調査の内容としていく、その中でそういった意見を反映した環境社会配慮文書の内容としていく、そのところはよく考えてほしいというご指摘をいただいております、そこはまさに対応していきたいと考えているところでございます。

協力準備調査の中でEIAの案を作って相手国に提供していく場合に、通常、協力準備調査のスコーピング段階、そしてドラフトファイナルレポートの段階でも、2回助言委員会にかけて助言をいただいて、それをファイナルレポートの中に反映していくというプロセスを持っておりますので、その中でファイナルレポートとしてEIAの承認用に、担当省庁提出版用として実施機関にお渡しする内容は、おっしゃられるように、助言委員の意見を反映した内容とするよう対応できるのではないかと考えております。

一方で、ご質問として相手国承認担当省庁提出版というものは、どのように精査されたものと考えられるかというところのご指摘がございました。確かにドラフト版がいろんなレベルのものがあり得ると考えておりますけれども、環境許認可を取得するために、実施機関としてこれをファイナルと認めて、承認担当省庁に提出したものをJICAとしては承認担当省庁提出版として取り扱って対応していく、120日公開対象としていくものと考えております。

ここは先ほどいただいた高梨様のご質問にも答える内容になっているかと思っております。

引き続きまして、田辺委員からいただきましたエンジニアリング・サービス借款の部分でございます。具体的なガイドラインの文案検討のところ、また議論ができればと思っておりますけれども、基本的な構成について56ページ、ガイドライン文案の15ページに従って構成の思想をご説明をさせていただきたいと思っております。

エンジニアリング・サービス借款のところ、1ポツのところは、エンジニアリング・サービス借款を供与する前にプロジェクト全体についての環境レビューを行う内容が書いてございます。この内容は調査・設計等のエンジニアリング・サービス借款を行う前の段階でも事業の全体像が把握できて、環境社会配慮の必要な環境レビューが行えるという場合を想定して、この1ポツが書いてあります。そのような場合は、環境レビューをE/S借款前に行うということを規定しております。

ただ、2ポツにあるように、往々にしてこの調査・設計のためのエンジニアリング・サービス借款の中で、あわせて環境社会配慮の文章を作る、あるいは並行して環境社会配慮調査を実施するというものがありまして、エンジニアリング・サービス借款の前に環境レビューを行うことが、全体のプロジェクトについて難しい場合がございます。

それについて2ポツで、その案件についてはエンジニアリング・サービス借款の前ではなくて、実際のプロジェクト本体の供与に対する環境レビューでこの要件を満たすことを確認する対応をオーケーとしますよというのが、2ポツでございます。この例外事項に当たる場合にも、全体のプロジェクトの環境影響はわからないが、一部E/S借款供与中にアクセス道路の収用とか、準備工事の一部小規模の工事等が予見される、もしくは土地収用が予見される、そういう場合が想定がされて、そこを田辺委員にもご指摘をいただいていると思っております。

その観点でこの2ポツの中に一部エンジニアリング・サービス借款供与中に環境社会影響が予見される場合に、当該影響に絞って、当該影響ですのでプロジェクトの全体ではなくて、E/S借款期

間中に生じる影響に絞ってエンジニアリング・サービス借款供与レビュー時に確認するということを2ポツで記載したということで、1ポツとは書き分けて、このようにそういったものもフォローできるようにする形を想定しております。

3ポツのところのそれを重大な変更とリンクさせた理由のところでございます。できる限り例外的な取り扱いはなく、通常的环境社会配慮の手續に乗せる形が漏れがなく、環境社会配慮を適切に行える形かと考えておまして、この3ポツは、ほかのプロジェクトでもこのような自体はよく想定される、例えばカテゴリCと想定して環境社会影響はないと思っていたけれども、プロジェクトの実施段階で追加的なスコープが生じて、カテゴリB相当の影響が生じることがわかったので、重大な変更として環境レビューを行うという案件は、ほかのプロジェクトでもございます。それについては重大な変更ということで、この3.2.2の6での取り扱いをしているわけでございます。

従いまして、それと同様にエンジニアリング・サービス借款供与中に当初予見していないものが起こった場合には、それと同様な扱いを行うということで、漏れのない対応を確保するというところでございます。

そうすると、モニタリングでは取り扱われぬのかということ、そうではなくて、このプロセスに乗せることで通常のガイドラインに基づく環境社会配慮の配慮対応、モニタリングの結果確認等、そういったものの傘をかぶせることはできるということでございます。

引き続き、モニタリング項目、別紙7については、小島からご説明をさせていただきます。

○小島 これはまたガイドライン本文をご説明する際に触れようと思っておりますけれども、田辺委員からのご指摘は、GHGのガスのモニタリングをするのかということでございます。今回、私たちの考えとしましては、IFCのガイドラインに準拠した項目を計測するというような考えでございますので、その旨また後で説明したいと思っております。

以上です。

○加藤 引き続きまして、鈴木委員からの質問にお答えしてまいりたいと思っております。

一つ目はFAQについてです。FAQの中でも解釈、政令、施行規則のようなものと、それ以外に日々出てくる質問のようなもの、そういった大きく二つの性格があるのではないかと、そういった性格を分けて考えておいたほうが良いのではないかと、特に後者の日々出てくるような質問について、5年に1度しか変えられないということでは、迅速性を欠くのではないかとのご指摘だと理解しております。

FAQに記載する内容について色々な文書に分けると、対応も非常に難しくなると思っておりますので、FAQをいろんな文書に分けてという想定は今のところございませんけれども、ただ、それをもって日々出てくるご質問に答えられない固いFAQということではなくて、そういったニーズがあって日々出てくる質問、回答項目を追加していかなくてはならないというところでは、随時そういったものを加えていくフレキシビリティを持って対応してまいりたいと考えております。

それ以外に二つ目のご指摘として構造基準のお話がございました。環境社会配慮とも関係する対応について、明確にどこかで示したほうが良いのではないかとのご指摘と理解しております。環境社会配慮ともオーバーラップをしてくるいろいろな項目は、JICAの別の枠組みでも多数ございまして、先ほどご説明をさせていただいた労働についての仕分けも同様のものがございます。構造基準についてもこの方針案でご説明しているような内容の整理をしておりますので、必要に応じて、

やはりそこが別枠組みでどのように取り扱われているかというご疑問が残る部分は、FAQの中で整理してクリアに、どのような関係性があるかというところをご説明ができれば良いかなと考えております。

続きまして、ESCP、ゼロオプション、生態系サービスのところは、小島からご説明させていただきます。

○小島 改めまして、小島です。

ESCPを導入しないことについて鈴木委員からのご指摘でございます。ESCPを導入しないのは理解したけれども、事業の進捗についてわかるものを公開しているかというご指摘だと理解しました。モニタリングフォームというのを実施中の案件においては取り付けておりまして、原則公開として公開の了承が取れたものについては、ホームページで公開していますので、確認することが可能でございます。

続きまして、ゼロオプションのご指摘でございます。私自身、思い出しながらお話ししますと、ゼロオプションの話と何もしないオプションという二つの話があったと思います。私たち自身もF/Sにおいては何もしないオプション、ウィズアウトプロジェクトのオプションを検討のうえ比較して判断しているというところはやっていますけれども、ゼロオプションにおいては確認したところ、ほかのドナーでもこの考え方を取り入れて導入しているところはないというところと、環境影響評価法との関係だと思しますので、それについて先方国の理解を得るというのがなかなか難しいところもありまして、F/Sなどで導入するというようなことは現在のところ考えていないというところがございます。

3つ目、生態系サービスについて書き込むというような記載があったものの、現在の案で書き込まれていないというところは、私たちのミスでございまして、適切な場所に入れ込みたいと考えています。

以上です。

○加藤 引き続きまして、村山委員からご指摘をいただいた点に触れたいと思います。村山委員からFAQについての取り扱いをガイドラインで何らかJICAとしても言及すべし、ADB、世銀等でもセーフガードポリシーの中でガイダンス、マニュアルの扱いに触れている。同様な形で言及することを検討されたし。同じご指摘を織田委員からもいただいていると理解しています。

この点については持ち帰らせていただきまして、どのような対応が可能かを検討いたしたいと思っております。

続きまして、ドラフトのEIAについて承認版が出るまでの間、JICAの対応がはっきりしていない中で120日が過ぎるところへの懸念ということで、もう少しこのフォローアップについてどのような対応をするのかということを考えてほうが良いのではないかとご指摘をいただいたと理解しております。

どのような対応があり得るかは検討いたしたいと思っておりますけれども、村山委員から、もしこのフォローアップということでご検討、アイデアとしてこのようなことがあり得るのではないかとご提案がございましたら、ぜひ教えていただきたいと考えております。

また、3点目、FAQについて、幾つかは今回FAQでの記載案を提示いたしましたけれども、それ以外についてFAQにて記載という言及に留まっているものがあって、そこについての諮問委員会で

の取り扱いを確認したいというご指摘をいただきました。

基本的には今日議論のベースとしておりますこのJICAの方針案のペーパーに、FAQでの取り扱いの方針は記載しているということで、この中でも特にFAQでの記載ぶりについて委員の皆様の関心が強い部分については、文章として具体的に例示して、このような記載ぶりとするということをご提案をしてきているものです。

それ以外は、このような方針というJICAの方針に沿って、FAQの中で今後盛り込んでいく内容をJICAとして考えてまいります。その骨子はこの方針案に記載することで諮問委員にお諮りして、ご意見をいただいたうえで、その内容に沿ってFAQをJICAとして作成するということを考えております。そのような形でお任せいただく形が効率的かと考えておりますが、ご心配な点がある部分はFAQの文案も併せて作成いたしますので、個別にご指摘をいただければと思います。

引き続き、日比委員からのご指摘でございます。GHGについて閾値以上の計測だけでは、JICA全体としての気候変動の影響をモニタリングすることができない可能性はないか、その点についてどのように考えるかというところを企画部から、また、その後のスコープ2、スコープ3の取り扱いについて、気候変動対策室から回答いたします。

○平良 日比委員からいただいたご指摘ですけれども、一定の閾値を設けることにはご理解をいただきつつも、閾値以下の事業について排出量の推計が漏れてしまうのではないかと、どちらか全体の排出量をどう捉えるのかというご指摘と理解いたしました。

実務的には何らかの閾値を設ける必要はあるんだろうということだと思っております。開発援助の資金協力事業については、その実施主体というのはJICAではなくて開発途上国になります。どうしてもキャパシティの低い国も多いところもこれあり、なかなか民間セクターでできても途上国では難しいという面はあるのかなと思っております。

一時期、コンサルタントの力を借りながら推計するということもできたとしても、本来的にはその途上国自身が自分の力で推計し、排出量をどう捉えていくのかということが重要なんだろうと思っております。どうしてもSDGs的な誰一人取り残さないという観点でいうと、ソーシャルキャパの低い国であっても、推計できるような基準から始めていくということが重要なのかと思っております。そういう観点でスコープ1で2万5,000トンというところから始めるというところでご理解いただければと思っております。

もちろん中長期的には、さらなる高みを目指していくというのはそのとおりだと思いますので、またその中間段階で、それまでの実績も踏まえながら見直していくということかなと思っております。

以上です。

○三戸森 続きまして、日比委員からご質問をいただきました、まずスコープ1、2の一貫性の確保が難しいこと、また、ISOを言及したことというところについて、少しご説明をさせていただきます。

ISOを言及したというのは、それに従うというよりは、データを公開するときの一貫性を確保するということを議論しているというところの一例として紹介したというところでした。データ公開のとき、データを計測するときの一貫性の確保が重要というところを説明したいという意図でございました。

2点目ですが、スコープ3の計測が難しいというところにつきましては、スコープ3のデータを出

しているというところでは、日比委員からご指摘をいただいたとおり、民間の調達などでは済んでいるというところではご指摘のとおりで、そう理解しております。

一方で、公共セクターの場合には、調達先であったりとか、原料の調達先、エネルギーの利用先とかというのを直接選ぶことが難しい、また、何かの事業の場合には、直接契約をJICAが主体となっていない事業ということもあるということで、実際の適応が極めて難しいのかなと思っております。このようなパブリックセクターのところではあんまり導入するというのがなかなか難しい状況なのかなという理解でございます。

以上です。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

引き続き、日比委員からいただいております個別事業の検討において、脱炭素に向けてどのような配慮、努力をしていくのか、推計以外にどのように対応していくのかというところが見えてこないというご指摘をいただきました。

この点につきましては、代替案の検討において、GHG排出量が異なる場合について、技術的・財務的・環境的に実現可能な範囲で代替案を検討するというを想定しております。具体的には赤道原則においても同一セクター、同一規模で利用可能な最良技術の採用等を勧告するということが記載されておりますが、そういったものを踏まえながらBest Available Technology、その分野で同一セクターで利用可能な最良技術について検討して、そういったものを採用していくことで、脱炭素の取り組みを進めていくというところが一つのアプローチと考えております。

続きまして、生物多様性について原則保護区外での実施というのに合わせて重要な生物多様性をどう確保するのか、保全していくのかというところの2本立ての後者について、今の生物多様性状況の悪化、圧力の強まりを踏まえて、今のままの書きぶりで良いのか、一段の検討が必要ではないかというご指摘ございました。

今回のガイドラインでは、日比委員からのご提案も踏まえて、ミティゲーション・ヒエラルキーを今一度強調して明記するとともに、杉田委員からもご提案をいただいておりますけれども、その中で「代償」について、オフセットのアプローチを試行的に勉強して導入していくということも一歩踏み出すということでございます。

また、世界銀行で導入している生息地分類、今回その中でModified Habitat、Natural Habitat、Critical HabitatのうちのNatural Habitatについて、途上国のデータベースの状況も踏まえて導入は難しいとしておりますけれども、その点についても引き続き、世銀の対応を見ながら導入可能性は勉強していくということにしております。

また、重要な自然生息地の取り扱いについては、日比委員がよくご存じのとおり、他の国際機関よりも一歩踏み込んで、FAQ上は、通常その重要な自然生息地の対象には入ってきていないVU・NT種のところまで含めて重要な自然生息地の判断を行うというところを、踏み込んで取り扱っているということも1点あるものと考えております。

最後、高梨様から一つ、ドラフト版のEIAの120日において、ステークホルダー協議についてのご指摘をいただいたと思います。実施段階でのステークホルダー協議がなかなか行われていないという点につきまして、今回JICAとしては、別紙5のところ、現地ステークホルダー協議の骨子として、世銀のセーフガードポリシーのステークホルダーエンゲージメントプランに関する規定も踏ま

えながら、新しく導入する内容を記載しております。その中で、これまでのガイドラインでは記載されていない内容として、計画段階の早期から実施期間中まで情報が公開されたうえで現地ステークホルダーとの協議を実施するというを、一步踏み込んで記載しておりますので、これからJICAとしては、実施期間中におけるステークホルダー協議についてきちんとモニターをしていくというところに入っていくものと考えております。

また、織田委員からいただきましたジェンダーについて、FAQの説明に取り出して言及してほしいということで、ジェンダーの取り扱い、また、SEAHの取り扱いについては、FAQで言及することをこの方針案でも書いてございますので、そのような形で触れて述べたいと考えております。

また、非自発的住民移転に絡んで生計手段の喪失の議論に言及いただきました。これは非常に難しい議論でございますけれども、今回環境ガイドラインの改定文案におきましては、別紙1の非自発的住民移転のparaにつきまして、非自発的住民移転および生計手段の喪失という形でタイトルを横並びにしております。これは非自発的住民移転を伴わない場合にも、事業に伴って生計手段の喪失が起こる場合に、それについてもこの項目で対応するというを明らかにしているものでございます。

ただ、一方で、織田委員から先ほど事例としてご指摘をいただいた内容は、昨日、別のプロジェクトについて助言委員会で扱われたものでございますけれども、その案件の例を申し上げますと、従来あった一般道路に加えて高速道路や、バイパスのような道路を建設する場合に、一般道路でその道路を交通する自動車の人たち向けに行っていた露店、商店の生計、収入が減ることについての補償、もしくは生計支援、そういったことについてどのように取り扱うのかという議論でございます。

これについては、今の世界銀行のセーフガードポリシーおよびADBのセーフガードポリシーにおいても、Economic displacementという形で取り扱われている内容は、プロジェクトで用地取得、もしくは土地利用の制限、そういったものを受けた場合に、それに伴って収入の喪失が起こる場合について対象にしております、それ以外の生計手段は失っていないけれども、プロジェクトに伴って現道の、もともとの道の需要が落ちて収入が落ちるというものについては、このセーフガードポリシーの非自発的住民移転および経済的移転に関するポリシーの中では対象としていないというものでございます。従いまして、明確に切り分けをしていく必要があると考えております。

ただ、そこをJICAとしては考慮しないというのではなく、プロジェクトに伴ってそういった影響が二次的、派生的に起きる場合に、そういったものについてきちんと影響を緩和する緩和策を検討していくということには変わらないわけでございます。ただ、非自発的住民移転、生計手段の喪失で記載されているような補償とか、そういったものを提供するかどうかという、必ずしもその項目で取り扱う内容とは区別して扱っていく必要があると考えております。

最後に、苦情処理のところでの苦情処理メンバーの構成のご指摘でございます。この点については、また苦情処理の改定文案のところでは取り扱う際に、ご議論をさせていただければと思います。

以上、回答でございました。

○原嶋座長 ありがとうございます。

おおむね今、全てのご質問等に対応していただいて、複数の委員からやはり根強く問題点として

指摘されている点は、大きくはFAQの問題と、やはりEIAの公開の中身とタイミング、ここはやはり相変わらず依然として意見の隔たりがあると言わざるを得ないというふうな印象を持っております。

もう一つ、今お手元に国際協力機構環境社会配慮ガイドライン改定案ということで、既に田辺委員などから触れていただいております、今説明のほうでも触れていただいております。これについて、ここで全てを逐次ご紹介するというタイミングにはなりませんけれども、簡単に大きなJICAの方針を改定案という文面に移し替えた方針というか考え方を説明していただいたうえで、あと、このガイドラインの改定案が今後独り歩きするということになるかと思っておりますので、JICAの方針と文案の間の溝がないかどうかということと、表現の妥当性、適切性など、いろいろ気になるところもあろうかと思っておりますので、それを今後委員の皆様からご意見を頂戴するタイミングと段取りを、少しまた、1番最後でも結構ですけれども、教えていただく。まず、事務局からこれまでのJICAの方針案、いくつかちょっとまだ積み残した点がありますけれども、これをどういう形で改定案という文面に落とし込んだかという考え方と作業段取りについてご紹介ください。

○小島 審査部の小島です。

お手元の配付資料42ページから改定案というのが始まりますので、それを見ながらご説明したいと思います。

下線部が修正したところですので、それを中心にというところがございます。

基本的に全て見え消しで修正したいと思っております。ただ、皆さんと必ずしも議論していないところでも、言葉遣いというところでは修正しているところもありますので、それを含めて説明していきたいと思っております。

まず、42ページ、序のところからでございます。これは沢山修正しているんですけれども、従来あった文章を前にやったり、後ろにやったり、新しいものを追加してやっています。

1段落目、これは1992年の国連開発会議からの流れを説明しています。

2段落目、人権について2点説明しています。1948年の世界人権宣言、それと2011年のビジネスと人権に関する指導原則というところですね。

3番目、これが2015年のSDGsについての記載をしています。

さらに、4段落目、人間の安全保障についての考え方を記載しています。

続きまして、5番目から7番目まで、気候変動についてのご説明でございます。5番目が概況で、6番目がパリ協定についての話、そして7番目が、それらを踏まえて日本政府としての方針を書いています。8番目が、環境アセスメントについての動向というところで、従来はもう少し詳しく書いていたんですが、やっぱり1985年のOECDの理事会勧告というのが始まりだろうということで、これを残しています。

9段落目から環境社会配慮ガイドラインのこれまでの経緯を書いています。

10段落目は、これ以前もありましたが、ガイドラインのJICAの組織の中の位置づけというのも明記しております。

11番目が、今まさにいただいている改定プロセスというものを記載しています。まだ終わっていないので、2千何年というような書き方にしているものがございます。パブリックコメントも一応行う予定というところで、過去形ですが書いています。

その他の取り組みとして、JICAの環境への取り組みと、環境社会配慮、セーフガードという意味ではなくて、プロジェクトで取り組むものについての記載、それと、14段落目に、開発途上国における環境社会配慮への対応能力向上への支援というのも書いているものがございます。

続きまして、理念についての説明です。これは1番目から3番目までにかけて、開発協力大綱についての記載を引用しています。4段落目から質高インフラについてのこれまでの経緯について書いています。

5段落目は、JICAが環境社会配慮に取り組む理由ということで、これは従前のガイドラインを少しだけアップデートしたものになります。

6番目も環境社会配慮における社会面のこと、あるいは情報公開について、ステークホルダーについて追記しているものがございます。

7番目に、改めて人間の安全保障の理念に基づきということで、社会的に配慮すべきものについての記載を加えています。

8段落目で、このような考えの下、JICAは開発協力を実施するに当たり、日本政府の方針に沿って適切な環境社会配慮を行うということにしています。

1.2の目的なんですけれども、これは手を入れていません。ただ、説明責任とアカウントビリティという言葉の揺らぎがあったので、説明責任という言葉で統一しています。

1.3の定義のところは、まずは生態系と生物相というのを生物多様性にしたというところ、それと、3ポツに、対象とする協力事業、細かいスキームを書いていたんですが、それは後段に譲るとして、その部分を削除しています。

そこから、45ページは修正がなくて、46ページ、ちょっと下のほうに重要事項3を新たに入れてあります。先ほども説明がありましたが、ミティゲーション・ヒエラルキーに沿った環境社会配慮を確認するということで、可能な限り環境社会影響を回避し、これが可能でない場合に、影響の最小化、軽減・緩和、代償が検討されることを確認するというところで、それ以降の重要事項の番号をずらしています。

47ページ、1.7のところ、対象とする協力事業というところで書き込んでいます。有償資金協力、無償資金協力（国際機関経由のものを除く）、3番目として、開発計画調査型技術協力、4番目として、技術協力プロジェクト、5番目として、これに類する事業や関連する調査を対象とするというような書きぶりにしています。

48ページ、8ポツのところ、細かい修正ですが、現地語という書きぶりがあったんですが、これも表現の揺らぎがあったので、相手国の公用語または広く使用されている言語というふうにしています。

48ページの下半分、カテゴリ分類、私たちは4種類やっていますので、そのように書いているというところがございます。

49ページ、これも2.3のところ、生態系及び生物」というのを生物多様性というような言葉に書き換えているほか、社会配慮を含むというようなことを加えています。

あと、3ポツのところなんですけど、地域社会に対する影響というふうにありますけど、これも社会というふうにしていいのかなというふうに考えています。

1番下のところ、2.4、新たに別紙5というものを作ってステークホルダーとの協議についての記

載を加えます。後で別紙5については説明します。

50ページについては、社会環境と人権への配慮というところの2番で、高齢者、難民・国内避難民という言葉を入れています。また、3ポツとして、保安要員についての記載ぶりを、先ほど説明したとおりに入れています。

あとは、52ページからあります。意思決定のところ、2.8.2開発計画調査型技術協力、外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査というところを外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAの事前の調査というのを削除しています。

52ページの下半分、これもガイドラインの適用と見直しというところで、これも沢山手が入っているように見えますが、公布の時期、それと施行の時期、そして5年後の見直しの時期、10年後の包括的見直しの時期というのを書き込むことになるのではないかと思います。

引き続きまして、55ページまで修正がありません。55ページの上半分に、相手国が提出する環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況をウェブサイトに掲載するとともに、相手国の承認を得た、もしくは承認担当省庁へ提出された環境アセスメント報告書と、先ほどから話題になっているEIAの報告書の公開についての記載ぶりを、私たちの提案のとおり修正しているところがございます。

56ページにつきまして、中段にはE/S借款の話、それと上のほうにはFIに分類されるプロジェクトについての書きぶりを加えています。

57ページの上半分、モニタリング結果の公開について、一般的に公開されている範囲でというのではなくて、相手国の了解の上でというような書きぶりに修正しています。同じく、3.3のところ、外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが調査を行う場合というのを削除しているものがございます。

そこからまたしばらく飛びまして、59ページの下半分、3.3.5に該当するところなんですけれども、これは従来はフォローアップという言葉しかなかったんですけれども、ここの意味していることは開発計画調査型技術協力のフォローアップというのが正しいので、言葉を入れさせてもらいました。

60ページ、また、アカウントビリティ、説明責任という揺らぎがありますので、修正させてもらっているほか、最小化、軽減・緩和措置というところの順番を合わせています。あと、生物多様性についての修正を入れているところがございます。

61ページ、これは別紙の説明に入っていきますが、別紙1の社会的合意のところ、環境や社会という言葉が入ってもいいと思うところがありましたので入れているほか、女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなどというようなことを書き加えています。

別紙1の気候変動という項目を新たに作ってしまして、一定量を超える温室効果ガスの発生が見込まれる事業では、事業実施前に総排出量を推計し公表するというようなことになっています。

引き続き、61ページの下の方なんですけれども、これは先ほど加藤から紹介がありました非自発的住民移転および生計手段の喪失というような項目にしています。

62ページの上の方、これは事前に再取得価格に基づき支払うというような事前の場所を入れ替えているものがございます。解釈に間違いがないように、このようにしているところ。3番目につ

いては、補償基準は公開され、一貫して適用されるというところについての記載を加えています。

あとは、新しい5番のところに、世銀のセーフガードポリシーとしてOP4.12というのがあったんですが、これはもうESS5になっていますので、そのように書き換えているというところがございます。

63ページの上のほう、これは先住民族の話を書いているところでございます、FPICの導入に伴って記載ぶりを変えているというものでございます。

63ページの下のほう、別紙1で、苦情処理という項目を新たに作っています。これは従来、住民移転がある場合、苦情処理メカニズムを作るというものであったんですけれども、それ以外においても作るというところで、3項目書き加えているものでございます。

そこから、次が65ページの中盤は、これもOPがESS1になったというところでございます。

66ページの別紙5というものの、ステークホルダーとの協議ということで、新たに別紙を作ってきたんと規定したいというところがございます。読み上げはしませんけれども、先ほど加藤がちょっと説明したとおり、実施段階においても行うというようなことが記載されています。また、意味ある協議というところで書きぶりをいくつか加えているところがございます。

新しい別紙6、チェックリストは温室効果ガスを含むというところを書き加えているほか、モニタリングを行う項目というところについては、個別の物質を入れるというよりは、IFCのEnvironmental, Health, and Safety Guidelinesに準拠して検討するというのが妥当かと考えて、このようにしているものでございます。

以上が私たちがこれまでの議論を踏まえて書き込んだもので、できるだけ既存の書きぶりを生かす形だけれども、議論した意図がわかるようにということで修正しました。

今日説明して、またこれは後でお知らせしたいと思いますが、一定期限内に皆さんから意見をいただくというような段取りで進めさせていただければと考えています。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

こちらのほう、ちょっと換気の必要がありますので、これからちょっと休憩をいただきたいと思っておりますけれども、3点。

1点は、JICAのこれまでの方針案の議論で、やはりFAQ、あるいはEIAの公開については、依然として隔たりが若干あるのではないかとということが1点、あと、2点目は、今小島課長からご案内がございましたけれども、こういった方針を改定文面という形で翻訳といいますか、置き換えていただいておりますので、これについては適切な翻訳というかトランスレーションができていないか、あるいは表現が適切か誤解がないかということについて、多くの方の目を見ていただきたいということで、後ほど若干、時間的にはかなり制約があると思っておりますけれども、ご意見をいただくようなタイミングをお知らせしたいと思っております。

この後、3番目の議題に休憩明けに移りますけれども、これまで角田委員、木口委員、近藤委員、柴谷委員、杉田委員、杉本委員、三宅委員、持田委員など、まだご発言のない委員もいらっしゃいますので、もし後ほどの機会ですべてを通じてご意見がありましたら、ぜひ頂戴したいと思っております。

それでは、ここで20分まで休憩、換気を取らせていただきます。よろしく申し上げます。休憩明

けに3番目の議題に入ります。20分再開でお願いします。

16:11 休憩

16:20 再開

○原嶋座長 それでは、時間になりましたので、再開させていただきたいと存じます。

先ほど申し上げましたとおりいくつか、おおむね二つの点で若干意見の隔たりがございますけれども、次の段階として改定の文案についてご意見をいただくことについては、また後ほど最後にご案内させていただきます。

議事次第に従いまして、3番目でございます。異議申立手続要綱改定の論点案について、今お手元に資料を提供させていただいておりますので、この内容について説明を受けます。

それでは、まずはよろしく申し上げます。

○折田 企画部の折田です。よろしくお願いいたします。

内容のご説明に入ります前に、この配付資料の立てつけについて、いくつかご説明させていただきます。

まず1点目ですが、もともと異議申立要綱が16項目あり、別紙等を含めて、第9項までで2つに分けました。本日は、その第9項までについて、これまでのご意見等から抽出した論点案と、それらにかかる方針についてご説明させていただきます。

また、2点目、論点案は各項目ごとに割り振って整理しています。複数の項目に関わる論点もあるので、多少の行ったり来たりがございますが、ご容赦いただければと思います。

それから3点目、1番下のフットノートのところに（公）、（審）、（申）、（諮）等の形で記載していますが、これまで受理・不受理を含めた申立人の意見書や審査役の論文・報告書等から、また、そのホームページを通じた意見募集、審査役ヒアリング、そういったもののご意見をこれまで寄せられたものとして記載しております。

一方で、審査役のヒアリングを実施しているところではございますが、諮問委員会でのご報告について了解いただいているものの、書いた形で出すに当たっては、ご本人の了解取り付けが引き続き必要な状況ですので、今回の資料には反映させておりません。次回の第9回の資料で、今回ご説明する第1項から第9項までに合わせて、審査役の方々のヒアリング結果についても記載させていただきたいと考えております。

本日もう皆様、すでにご一読いただいているという前提で、可能な限り読まない形で進めさせていただければと思います。

では、中身のほうに入りますが、この異議申立手続要綱見直しに際しての大前提の考え方をご説明させていただければと思います。

これまでの議論でも、過去、申立があった件数が6件であるということをご説明してきていますが、それが少ないのではないかというようなことも言われてきています。その背景については、いくつか考えられるところがあり、例えば世銀においては数十件の異議申立がなされている中で、JICAは6件とはというような比較もございますが、ご承知のとおり、世銀においては毎年400件とか500件とか、そういった件数の承諾が行われている。一方、JICAにおいては、その年によって異なりますけれども、数十件の単位での承諾が行われているという、その母数が全く違う中で、申立件数が過去6件と過去70件、80件とかというのは、必ずしもJICAがそんなに少ないわけではないと

いう考え方もあるのではないかと。また、これまでもご説明してきていますが、JICAにおいては助言委員会という仕組みを有しています。これは案件の事前の審査の段階において、有識者の方々からご意見をいただくシステムですが、JICAにしかない、ほかのドナーにない世界で唯一無二の仕組みだと理解しています。やはり審査段階でしっかりとご議論いただくということが、異議申立の件数の少なさに繋がっているということも考え得るのではないかと考えています。

次に、審査役の方々にヒアリングを行っているとお申し上げましたが、根本的なところでこの申立制度自体の変更や大きな問題点の指摘というのはいただけないと理解してございます。

加えまして、JICAは行政活動を担う公的機関、独立行政法人でございます。リソースに制約等もある中で、こういった今挙げた点などを考え合わせるときに、現時点で大規模な変更、大きな変更は必要ないということを考えています。一方で、これまでの申立人の方々他からいただいた意見等を丁寧にできるだけ対応するというようなことを考えながら方針案を立てております。

では、第1項の「趣旨」のところに入ります。3)に論点1-1というのがございます。異議申立手続の名称について、ほかのドナー等に合わせてAccountability Mechanismにしてはどうかというものです。

こちら、異議申立制度は他のドナーにおいても様々な名称、各々の名称がございまして、必ずしも統一されているものではありません。JICAの異議申立要綱というのは、この申立を行う仕組み自体を設けることで、ガイドラインの遵守を確保すること、これを主眼としている。名称が内容を正確に表していると考えているので、今回の手続要綱見直しで特段その変更をする必要はないのではないかと考えています。

次、論点1-2、次のページでございます。こちらは、ビジネスと人権に関わる指導原則に合わせて救済措置へのアクセスを強調することの要否というものですが、第2項のほうに関連言及がありますので、ここでは割愛させていただきます。

続きまして、2ページ目の第2項、「目的」のところ、論点2-1、救済措置へのアクセスです。こちらは、実際の目的のところをご覧いただくと、「具体的な環境・社会問題に係る紛争に関して、その迅速な解決のため、当事者（申立人及び相手国等）の合意に基づき当事者間の対話を促進すること。」と記載があります。これは、すなわち、救済措置へのアクセス自体を示していると私どもは考えていますので、そういう意味で、救済措置へのアクセスが事実上、既に入っていると考えています。

それから、論点2-2の助言機能のところ、この部分は審査役のほうからも実際にやっているし、重要なことではないか、というようなご指摘もいただいているところですが、こちら、事実上、既に入っており、必要に応じて年次活動報告書に記載することができるということが規定されているところ、後ろの第13項目のところに記載しています。助言機能は事実上確保されていますので、この目的のところに記載する必要はないのではないかとというのが私どもの今の考えです。

それから、第3項、3ページですが、「基本原則」のところに入ります。こちらは審査役の機能を中心として5つほど挙げられています。

その中で4ページの論点3-1、審査役の独立性のところをご覧ください。審査役の独立性について問題が生じているかということが、これまでいただいたご意見から指摘されてきていますが、以下に記載の点から審査役の独立性は確保されているということです。

1点目は、審査役は事業担当部署から独立している、これは第3項、第4項に記載されています。

2点目、審査役は云々の構成員による選考委員で選定され、それを理事長が任命している、とあります。これは第4項のところですが、理事長が直接選定しているわけではないということが、要綱の中でも明示されている。

3点目では、申立要綱の中で審査役と、理事長や理事、事業担当部署とのすり合わせ手続を置いていない、これは第10項のところでも明示されています。

次の4点目ところですが、理事長への報告書提出等々のプロセスでも同様に各所とすり合わせがなく行われることになっている。

加えて、ウェブサイトで、審査役から理事長への報告と、事業担当部署から理事長への意見・対応策の提出、この両方もが公開されていること。以上、既に要綱の中では明示的に独立性が記載されている。

一方で、第1項の趣旨のところでご説明しましたが、審査役に対して理事長直轄の機関という表現がありますが、こちらが誤解を招いている可能性もあると考えられるので、「事業担当部署から独立した機関として設置され、直接理事長に報告する」というような表現で調整することで、誤解がないように努めたいと考えております。

続きまして、4ページのところの論点3-2です。調査期間は2か月では不十分ではないかというご指摘をこれまでもいただいているところではあります。これに関しましては、これまでの実績として、実際に申立の調査を行った期間を鑑みますと、4か月程度かかっている。2か月プラス延長2か月ということで4か月程度かかっているという実績を考える。一方で、申立人の立場からすると一定程度の迅速性も確保されることが重要であると認識しており、現行の倍として、手続開始後4か月間とし、さらに2か月が延長可能だったものを4か月延長可能ということを経験の方針案として考えております。

論点3-3、こちらは透明性についてです。申立人の報復の危険性や保護の必要性について、こちらは大変重要な論点だと理解しております。JICAの方針案としましては、透明性のところに申立人の安全に配慮する旨を追記することで対応したいと考えております。

それから、5ページの第4項、「異議申立審査役」、どういう機関でどう選ばれるかのところです。6ページの論点4-1をご覧ください。こちらはJICAとの雇用関係に関する要件で、JICAと雇用関係にあった場合は、一定期間経過していることが必要ではないかというご指摘をいただいております。こちら、ほかのドナー等とも考え合わせまして、JICAとの雇用関係から少なくとも2年経過していることという要件を追加したいと考えています。

論点4-2、審査役が有する知見に関する要件というところが、環境社会配慮に関する知見、国際協力に関する知見、法律に関する知見、これを現在は「有することが望ましい」と定めていますが、必須とすべきであるというご意見をいただいております。望ましいではなくて、必須とすべきという考え方については同意する一方で、全てを完全な形で備えた方を探すというのは、逆に適切な候補者を見つけるのが難しくなる可能性がございます。それら知見のいずれか、または複数を有することを要件とするということにさせていただければと考えております。

4-3ですが、被援助国NGOの参加。選考委員会に被援助国のNGOを含めることを追記すべきではないかというご指摘でございます。現行の手続要綱でも、被援助国のNGOや国際NGOを排除する

ような表現には全くなっていない状況です。もちろん仮に含める場合は、どの国から、どのNGOから、等々難しさもありますし、不公平が生じる可能性もあるという難しさもあります。これまでJICAではNGOの方々の間で不公平が生じないように、ネットワーク型NGOのご協力をいただいて、選考委員になっていただいております、今のところ公平性について問題は発生していないと理解しているところです。

4-4、任期途中で交代した場合の審査役の任務。こちらは前任者の残任期間となっているが、それを見直すべきであるというご意見をいただいております。これについては、任期途中で交代した場合は、前任者の残任期間とするという規定を削除して、ご意見の形で原則3年、任期途中で交代した場合も原則3年という形に変えていければと考えております。

4-5、担当制についての説明ですが、こちらは担当制について決定方法をどうするかや、担当した審査役とその他の審査役で意見が割れた場合にどうするか等についての説明要否、ご指摘いただいております。表現をまた調整していきますが、担当者については審査役間で話し合って決定するという、意見が割れた場合は報告書に併記するなど、総合的な判断ができるような形にするという趣旨のことを追記して対応したいと考えています。

それから、7ページの第5項、「審査役の権限と義務」のところですが。8ページ、論点5-1、外部専門家の活用について。現在、第15項に事務局によって外部専門家の活用がなされ得ることが記載されていますが、これは審査役の権限と義務に記載するべきではないかという指摘をいただいております。

審査役の中立性のところにも関わってくるのですが、可能な限り審査役が外部の専門家を活用することによって、より高い中立性を確保していくことが望めますので、そういった観点から、事務局のところではなくて、審査役の権限と義務のところで言及するというのを考えています。

加えて、第10項の異議申立手続のプロセスの中で今、全く関連記載がないのですが、こちらにも明示的に記載することによって、外部専門家をより活用できるようにしていきたいと考えています。

論点5-2、審査役による事業停止の勧告について。審査役が調査を行った結果、重大で望ましくない環境社会影響があると判断された場合には、審査役が事業の停止をできるようにするべきである、もしくは停止勧告することができるようにすべきである、といったようなご意見をいただいているところです。

こちらについては、JICA方針案はいくつかの観点から、審査役には事業停止の権限はないという整理をしたいと考えています。

一つ目は、事業の停止自体はガイドライン不遵守の問題からだけで判断されるべきものではない。当該事業がもたらす2国間の関係、相手国にもたらす広範囲かつ長期的な各種便益、事業停止による負の影響等々、幅広い視野から勘案して判断すべきものである。そういった判断を審査役に委ねるということは、その審査役自身に対しての過重な責務を強いることになるのではないかというのが、まずございます。審査役は、中立的な立場からあくまでもそのガイドライン不遵守の有無に焦点を絞って審査を行うということに注力いただくべきだと考えております。

さらに、世界銀行、ADB、IFC等々を鑑みましても、他の機関も係る権限を審査役には与えていない、そういう整理はなされていない状態です。

続きまして、論点5-3、申立人の安全配慮についてです。こちらは審査役の義務として、ヒアリ

ングを行うときに相手方の安全を図ることを記載するべきではないかという論点ですが、かかる必要性を認識しまして、要綱に記載したいと考えております。

第6項の「対象案件」ですが、こちらはご承知のとおり、ガイドライン本文のほうで対象とする協力事業の定義というのを少し修正、調整しているところですので、そちらの定義に合わせて要綱も修正することを考えております。

第7項、10ページ「申立人の要件」に関し、論点7-1で、相手国等のガイドライン不遵守に対する異議申立ができるようにすることの是非があります。第2項の「目的」に記載があるとおおり、当該異議申立の制度の目的自体が、「JICAによるガイドラインの遵守を確保する」となっています。一方で、相手国のガイドラインの不遵守に対しても異議申立ができるべきではないかというような形のご意見も頂戴しているところではあります。

基本的には、今申し上げましたとおおり、そもそもの本制度の目的がJICAによるガイドライン遵守の確保の一環であるというのが、まず一つ。また、こちらほかのドナーについては、相手国のガイドライン不遵守に対しての異議申立というものは行っていないというのが二つ目の考え方であること。それから、3つ目として、審査役が現地調査を行う際に、相手国のガイドライン不遵守を目的とした調査とする場合には、相手国の協力が十分に得られない可能性や、申立人に対しての圧力等の恐れも出てくるなどの理由もございまして、JICAとしましては、現行のままJICAの不遵守を主目的として、相手国のガイドライン不遵守は問わないという要綱とすることを考えております。

それから、10ページの第8項、「異議申立の期間」についてです。論点8-1、有償・無償・技協について。現要綱はカテゴリ分類結果の情報公開以降、案件が終了するまでとなっています。こちら、案件が終了するまでではなくて、もっと長くするべきではないかというご意見を頂戴しています。2年間というコメントや、それから最低6か月で、理想は1年というコメント等々がございます。

被害者の救済という観点等を考えたときには、やはり、その事業が実施中や終了する前の異議申立が効果的であるというのが、当然考えられるところではありますが、こういった形でご意見をいただいておりますので、案件が終了するまでというところを、プロジェクトが終了して6か月が経過するまでという形で延ばして修正したいと考えております。

それから、論点8-2、こちらは開発計画調査型ということで、最終報告書が掲載されてから1か月が経過するまでとなっているのを、合わせて6か月が経過するまでにするというのを考えています。

第9項、「申立書の内容」、申立書の内容の現行記述がざっと記載されているところですが、こちらも多くご意見をいただいております。申立のハードルがより低くなるように配慮すべきではないかというのが、主にいただいているご意見だと理解しております。

14ページのところの論点9-1ですが、申立書の記載言語について。現在は日本語、英語、現地公用語という形になってはいますが、それ以外でも申立の記載ができるようにすべきであるというご意見をいただいております。現地の公用語に限らず、申立人の使用言語で申立書を記載することが可能という形で修正したいと考えています。

論点9-2、申立人個人情報の守秘義務のところですが、さらに個人情報の守秘を強化すべきであるというご意見をいただいております。こちら大変重要な論点ですので、当人の承諾なくして開示されないということを追記するような形で検討していきたいと考えています。

9-3、ガイドラインの不遵守条項の特定。現時点ではガイドラインの不遵守条項がどこであるかというところを記載することを必須としています。こちらについては、特定することを必須とはせず、任意に記載できる事項とするようにというご意見で、ほかのドナー等の動向も鑑みまして、任意で記載ということにしたいと考えています。

9-4の相手国等のガイドライン不遵守に対する異議申立については、既に7-1のところでご説明させていただきましたが、あくまでもJICAのガイドライン不遵守について問うための制度であると考えています。

9-5、ガイドラインの不遵守と被害との因果関係、こちらも必須項目となっておりますが、因果関係の記載は困難な部分もありますので、任意に記載できる事項という形で対応したいと思います。

9-6、コンプライアンス審査と対話の促進の区分です。こちらにつきましましては、コンプライアンス審査と紛争解決を個別に実施することについて、コメントをいくつかいただいております。

申立要綱のほうをご覧くださいますとおわかりのとおり、JICAの異議申立要綱では、もともと両方を可能としています。遵守・不遵守といったコンプライアンス審査と、その紛争解決、紛争解決のための対話促進というもの、それら両方がもともと目的に入っています。ほかの国際機関においては、コンプライアンスと紛争解決というものを一定程度分けた記載、分けた制度のように扱っているところが多いのですが、一方で、世銀にしてもADBにしても、もともとコンプライアンス審査のみの制度を持っていたところを、後から紛争解決の機能というものを導入したという経緯があると理解してございます。

それらの状況を鑑みまして、JICAにおきましては、もともと両方のことができるようにはなっていますが、申立人のほうがどちらにより重きを置きたいのか、ガイドラインの遵守・不遵守を確認したいのか、それとも対話促進により重きを置きたいのか、そのどちらに重きを置くことを希望するかについて、申立書のほうに追記できるようにしたいと考えています。

9-7、相手国等との対話、申立人に異議申立を行う前に相手国との対話を求めることの要否、こちらもハードルが高いのではないかとというようなご指摘もいただいております。やはり、先ほども議論に出ていましたが、苦情処理メカニズムのようなものがさらにしっかり整っていくような方向で、今ガイドラインの改定が進んでいること等を鑑みますと、少なくとも相手国との対話に向けて申立人が努力を行ってから、異議申立という制度を活用することが必要ではないかと考えています。

そういった意味では、対話の事実を求めるのではなくて、対話に向けて、少なくとも申立人が行った努力について記載を求めるという方向で調整したいと考えております。

論点9-8、JICAとの対話の部分です。こちらもJICAとの対話を持って申立を行うということについて、ご意見をいただいておりますけれども、同様にJICAのほうも、対話の事実ではなく、専門家なり在外事務所なりが各所にございますので、申立人が考える被害についてJICAに伝えるために行った努力とその結果、これを少なくとも記載項目としたいと考えております。

以上、駆け足になりましたけれども、前半部分の論点、いただいたご意見から抽出した大きな論点と、それらに対する、JICAの考える方向性というものになっております。

○原嶋座長 ありがとうございます。

この資料につきましては、実はまだ作成途上ということで、現在、作成のプロセスの中で中間段階で試行錯誤した状況を含めてご紹介をいただきました。恐らくこの資料は次回かなり充実したも

のになって、そこでは本格的な意見交換ということになろうかと思えます。

今日のところは、大きな点でもしご疑問があれば頂戴いたしますけれども、あと、全体を通じまして、これまでご発言のなかった委員を含めましてご意見等がありましたら、今から頂戴いたしますので、サインを送っていただきたいと思えます。

木口委員、聞こえますか。どうぞ。

○木口委員 大きな点ではなくて恐縮なんです、些末かもしれませんが、6ページ目の3)の論点およびJICA方針案のところ、雇用関係について書かれているんですが、雇用関係の範囲というのがもし、もう既に明示されているようでしたら教えていただければと思えます。

あと、全体的に非常に丁寧に、かつ詳細にご説明いただきましてありがとうございます。その点だけお願いいたします。

○原嶋座長 じゃ、ちょっと後ほど、場合によっては次回以降、丁寧に説明させるようにしますので承ります。

続きまして、三宅委員、聞こえますか。お願いします。

○三宅委員 温室効果ガスの計測についてでございますが、これについてはガイドライン本文で別紙1として、このような簡単な記載を追加して、FAQでスコープ1について一定の限度を設けたうえで対象とする。スコープ2、3は対象としないということで説明があったことについて、スコープ2についても途上国から出てくるデータの信頼性とか、計測手法のこの不確実性ということが理由でなかなか難しいというJICA様の説明に、私としては腑に落ちたというか、納得しておりますので、この方針に賛成いたします。

以上でございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

次、黒木委員、近藤委員、サインをいただいておりますけれども、これまでご発言のなかった近藤委員を優先させていただきたいと存じます。

近藤委員、聞こえますでしょうか。お願いします。

○近藤委員 近藤でございます。

手短に申し上げます。本日の詳細なご説明、ありがとうございました。

ガイドラインの改定案の関係なんですけれども、今後の議論のベースとして、今回お示しいただいた具体的な改定案の文言の資料というのがベースになってくるかと存じます。その際に、本日いただいている資料の中では、JICA様の方針案に基づいたガイドライン本文の改定案というのをお示しいただいているんですけれども、これまでの議論の中では、論点によってはガイドラインの改定ではなくて、FAQに記載するというような形で整理されている論点もあるかと思えますので、可能であれば、本文の改定版の資料の中に、別の欄としてでもいいかと思うんですけれども、該当する論点のところ、その論点についてFAQでこういうふうに記載するというような形で入れていただくと、一覧性があるってわかりやすいのかなというふうに思っておりますので、ご検討いただければと思えます。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

続きまして、ちょっとまた順番を変えさせていただいて恐縮ですけれども、杉田委員、聞こえま

すでしょうか。よろしく申し上げます。

○杉田委員 杉田でございます。

ちょっと理解が十分じゃないところでの形式的な質問になるかもしれませんが、このガイドライン改定案の修正項目の中で、1ページ目に環境アセスメントという言葉が挿入されております。その後、今回の修正部分ではないんですけども、4ページ目以降の定義のところ、環境影響評価であるとか、それから、EIAレベルといった類似の言葉がいろいろな表現で表記されているところの意味をちょっとクラリファイしたかったという点が一つと、それから、後段で触れられました異議申立手続要綱改定の中の、これも若干細かい話になってしまうんですが、論点9-3のガイドラインの不遵守条項の特定というところで、ガイドラインに遵守していないということを特定しないという意味が、ちょっと私に理解できなかったのも、これを任意に記載できるとしているその意味をちょっとお聞かせいただきたいという、今申し上げた2点です。よろしく願いいたします。

○原嶋座長 ありがとうございます。まとめて回答させていただきます。

黒木委員、聞こえますか。手短にお願いしてよろしいでしょうか。

○黒木委員 方針のほうとガイドラインのほうで関連性があるところを一つ質問し忘れていたのでお尋ねします。

38ページの意見225に対して、右側のFAQでいろいろコメントされた結果が、補償方針として別紙1の非自発的住民移転および生計手段の喪失というところで、合意される補償内容は文書で対象者に説明され云々と書いてあるんですけども、これはF/S段階とかではなくて実施段階と理解していますけれども、それでよろしいでしょうか。そうであれば、そう明記されたほうが良いのではないかと思いますということと、仮にF/Sであったとすれば、実施が確定していない段階から予算手続を終えていない段階なので、個別にこのようなことの対応については、相手国が容認できないんじゃないかなと思います。

あと、仮にこれが実施段階に書かれているということであれば、どのようにこういう文書が交わされるかというのを確認されるのかなというシンプルな疑問です。

もう1点は、ガイドライン案の3.1.2の7、3.2.1の4というところで、カテAになるのは移転者が200人になってカテAにあることがあるので、相手国制度でEIAが求められないケースもあるんですけども、必ずしもそういうときEIAの作成は必要ではないんじゃないかと思いましたが、多分単純な確認なんですけれども、以上の2点です。ありがとうございました。

○原嶋座長 ありがとうございます。

持田委員、聞こえますか。手短にお願いします。

○持田委員 ご丁寧なご説明、ありがとうございます。

私は1点質問です。本日ご説明していただいた異議申立手続の論点案というのは、寄せられた意見・評価、これを整理されて仕分けされてまとめられたものの中間作業案で、次回以降、最終的な論点案が提示されるというふうに理解してよろしいでしょうか。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございました。

それでは、三宅委員からのご発言はコメントとして頂戴するという事として、木口委員、近藤

委員、杉田委員から2点、黒木委員、そして持田委員からの点、コンパクトにお願いできれば。次回以降ということであれば、それで振っていただいても結構だと思います。

じゃ、事務局からお願いします。

○小島 小島です。

杉田委員からいただいた環境アセスメント、あるいはEIA、環境影響評価という言葉の使い方について、私どもでも整理したつもりですが、できるだけ既存のガイドラインの書きぶりを生かして、残して整理しようとして試みたつもりでございます。もし上手くいっていない部分があったらご指摘いただければと思っていますところでは。

○加藤 引き続きまして、JICA審査部、加藤から、近藤委員からいただきました改定版の文案のところに、別の欄としてFAQでの記載等を書く和一覧性をもって見えるというご指摘について、宿題として事務局で持ち帰らせていただいて、見やすいやり方を考えたいと思います。

引き続き、黒木委員からいただきました補償方針のところでございますけれども、ご理解のとおり、まさに補償支払いが行われる前に合意されるべき補償内容について対象者に説明されることが想定されますので、この時期をどのように記載するかというところは、改定文案のところを考えたいと思います。ありがとうございます。

また、ご指摘のとおり、カテA事由が社会環境影響を理由で生じた場合に、自然環境影響を含めてEIAが求められないケースもあるかと思っておりますので、そこはまさに状況に応じて、この環境アセスメント報告書の読み替え等を、個別の案件の特性を踏まえて考えたいと思います。

では、異議申立関係を企画部にお渡しします。

○折田 企画部、折田です。

木口委員のほうからいただきました審査役の雇用関係についてですが、現時点案としましては、雇用契約者ということで、役職員や有期雇用契約者などJICAが直接雇用している人間を想定しています。一方で、候補者を必要以上に狭めるというのは、適切な審査役の選定に難しさを来すことから、実際に審査役になった後に、個別事案によっては利害関係もあり得る、例えば、大学の先生であってもあり得るということなので、事案による担当者を決める段階でも確認するというように、2段階のやり方で対応できればと、現在では考えているところでございます。

それから、杉田委員のほうからいただきました9-3の不遵守の特定を申立書で行わないというところのご質問について。こちらにつきましては、これまで申立制度の利用者や、それから、アンケートの回答者の方々からこれまでいただいてきている意見として、被害を被っていると考えられる申立人になろうとしているの方々からすると、ガイドラインのどこの条項にJICAの不遵守があるかということ特定して、それを記載して申立を行うというのは、ハードルが高いのではないかと、難しいのではないかとご意見をいただいているので、必須とはしないけれども、任意に記載とする。しかし、可能な限り、やはりどういった懸念があるかというのは記載していただきたいので、任意記載事項にするというような方針で今ご説明させていただいたところでは。

それから、3つ目の持田委員のほうからいただきました論点案、こちらは途中でということではありますけれども、基本的に現在収集した情報によって論点としてご説明すべき点は、第9項までについてももう既に抽出されていると理解しております。また、方針案につきましても、本日説明したもののから次回何か大きく変更するということは考えてございません。

ただ、冒頭にご説明させていただきましたとおり、現在および過去の審査役の方々からヒアリングを行った分につきましては、所々口頭で言及させていただきましたけれども、書き物として皆様にご提示させていただくには、まだそれぞれのご本人からの確認を了していませんので、それらをこの中に織り込んだものを次回出させていただきますという意味で、途中だと申し上げた次第です。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、異議申立手続要綱の論点案につきましては、次回、バージョンアップしたものをご提出いただいて、恐らく少し今回よりも予定を長くしてご意見をいただくようなことも考えていく必要があるかと思えます。

あと、今までのところでご意見はございますでしょうか。あと、傍聴室のほうも何かご意見がございましたら、今頂戴できるタイミングでございますので、サインを送っていただきたいと思えます。

確認いたしますけれども、これまでのところ、ご発言をいただいておりますのは、角田委員、柴谷委員、杉本委員、あとは一通り頂戴しておりますけれども、今までご発言いただけなかった方も含めまして、全体を通してでも結構でございますので、ご意見を頂戴したいと思います。もしご発言の希望がありましたら、サインを送っていただきたいと存じます。

鈴木委員、聞こえますか。よろしく願います。

○鈴木委員 2度目になりますけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋座長 どうぞ。特に異議申立について大変ご専門でご造詣が深いので、ご発言いただきたいと存じます。

○鈴木委員 改めて鈴木でございます。ガイドラインの改定案について、まずいくつか基本的な細かいところはいろいろあるんですけれども、基本的なところでいくつか述べさせていただきたいと思えます。

非常によく整理されていると思うんですけれども、やはり先ほど来議論になっている、まず、FAQの取り扱いといったことについて、環境社会配慮の基本方針というのが46ページからありますけれども、その中でやっぱりFAQが一体どういう位置づけなのかということを書き込んでおくことが必要なのではないだろうかというふうに思います。場所はもしかしたら違った場所のほうの方が、より適切かもしれないんですけれども。

それから、環境社会配慮の基本方針の中で、これも何度か議論が出ていましたけれども、環境社会配慮のガイドラインが全てではないということ、やっぱりこの基本方針のところで明記したほうがいいのではないだろうか。先ほど来、FAQの中で、例えば構造基準とか別途決めるものがあるんだ、それについては別途、例えばFAQの中で記載するので参照してほしいということを書いておくことが大切ではないだろうかというふうに思います。

それから、47ページ、48ページにかけての環境社会配慮のプロセスの中で、環境社会配慮に関連する他の基準への適合状況への情報公開といったこと、これは項目としては2.1.5に該当するのかわかると思いますが、やはりきちんと情報公開についても行うんだということを書いておくことが重要ではないかなというふうに思います。

それから、細かい話は置いておいて、68ページのモニタリングを行う項目ですが、例えば大気質とか水質とかといった形で、もう個別の項目については記載しないという考え方で、そこで基本的にリファアーするのはIFCのEnvironmental, Health, and Safety Guidelinesと書かれていますが、これはIFCのガイドラインも大切ですが、ほかにリファアーするものもあるんだろうと思います。

例えば、健康項目に関してはWHOのガイドラインなんかもあるので、そこら辺がわかるようにしてもらったらいいかと思うことが1点、もう1点は、このIFCのガイドラインの項目の項目立てと、それから、汚染対策に関してというか、この68ページで書かれている項目の項目立ての仕方が違っていています。そこは少し整理をし直したほうがいいんじゃないかなというように思います。

1番気になったのが、大気もそうなのですが、水についての話がJICAのガイドラインでは水質だけに限定されている。ただ、IFCのガイドラインではWater Conservationということで水量の話を中心に問題にしている。世界的に見ると、むしろ水質の問題以上に水量を確保するということが非常に大きな問題になっていて、そういった点からIFCのガイドラインをリファアーするのであれば、もう1度ちょっとこの項目立て自体を考え直してみる必要があるんじゃないかなと思いました。その点を指摘させていただきたいと思います。

それから、次に、異議申立の関係につきましては、細かく言うといろいろ出てくると思うので、これは次回以降、中間段階じゃなく、もう少ししっかりしたものが出てきてから申し上げたほうがいいのかもしれないと思っていますけれども、基本的な考え方として、私は異議申立に関してはずっと主張し続けてきたように、異議申立の考え方というのが、異議申立に対してどう配慮するかというよりも、より紛争解決というか、異議申立を出さないということにIAMのほうでは力を注ぐようになってきている。そういった思想の変化といったものにどう対応するのか。

先ほどのご説明の中でも、コンプライアンスと紛争解決と、コンプライアンスだけだったものが紛争解決も取り組むようになってきたというお話、ある程度それに対する対応というものも入れていただいているんだろうと、お話を聞いていて思ったんですが、より紛争解決、あるいは紛争の未然防止という視点を前面に出したような形での考え方の見直しというものが必要になってくるんじゃないかなと思っていて、その点については、今後の内部でのご検討に際して考慮していただけたらありがたいなというふうに思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

ガイドラインについていくつかと、異議申立の大きな方針、これは以前からお話、この点について、今お答えできる範囲で、あるいは次回以降でも。

○小島 鈴木委員からご指摘のあった点のうち、モニタリングの項目につきまして、IFCというふうに私は申し上げましたが、国際基準というような言い方をしています。細かい話をすると、IFCのレファレンスの中にはWHOガイドラインについても飲料水基準についても引用はしてあるというところで、それも含めて見ることになるのかなというふうに考えております。

水量についてのご指摘は理解しました。ちょっとどう整理するかは考えたいと思いますが、皆さんが納得いくものをどうしたらいいのかというのがちょっと悩ましいところではございます。

FAQの扱いについては、皆さんからご指摘を受けているところで、何か上手い整理の方法があればいいというところでは考えているところです。

以上でお答えになっていますでしょうか。

○折田 鈴木委員、ありがとうございます。まさに基本的な考え方ということで、これまでもご発言を何度かいただいておりまして、今次、対処方針はお気づきのとおり、鈴木委員のお考えを最大限酌み取れないだろうかという試行錯誤しながら作ったものでございます。

まさに異議申立をできるだけ出さないようにするという意味では、冒頭に申し上げましたとおり、日本だけが有している、JICAだけが有している助言委員会のような審査段階における対応というのが、やはり一つ大きい。その点は、ほかのドナーと比較するに当たっても、十分ご勘案いただければと考えているところではあります。また、未然に防ぐという観点で、こちら鈴木委員がいろいろご発言くださったものが反映されている部分もすでにあると私は理解していますけれども、ガイドライン改定で苦情処理メカニズムのところを今回拡充するという、それに立脚したうえでの異議申立制度であるということは、大変大きな転換ではないかと思っております。

もう1点、紛争解決につきましては、もっと出すべしというか、そういった思想がもっと出てくるのではないかとご指摘いただいたところですが、今回第9項までご説明させていただきまして、ここから先のプロセスにおいても、紛争解決に主眼を置いた形でも進められるように、各項目の中で触れられていくところで、これまでいただいた助言を最大限頑張っており取り入れているところではございます。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

鈴木委員、聞こえますでしょうか。

紛争解決未然防止という観点、当初から繰り返しご指摘いただいておりまして、これはガイドラインのほうの問題も非常に大きくありまして、苦情処理メカニズムなど、そういったこととの関連性の中でどう考えていくかということで、JICA側でも議論していただいておりますので、またご意見を頂戴できればと思います。

このあたりいかがでしょうか。助言委員会、あるいは苦情処理メカニズムとの関係で異議申立をどう考えるかという点で、何かご意見などございましたら頂戴できればと思いますけれども。

○鈴木委員 今のは委員全員に対しての質問というふうに考えてよろしいでしょうか。

○原嶋座長 鈴木委員の異議が出ないようにというご指摘は、繰り返し頂戴しておりまして、大変重要な視点ということでございますけれども、異議申立の要綱そのものというよりは、ガイドラインの中で未然にそういったものが起きないように仕組み、助言委員会であるとか、あるいは苦情処理メカニズムのようなものを拡充させる、こういったこととの関連の中で、未然防止ということを実現できないかということは今少し考えているところのようです。具体的には未然防止というのは、ほかに何かアイデアといいますか、工夫というか、どういうところに見いだしていく必要があるかということで、ちょっと具体的な何かご提案か何かあれば頂戴できればと思っておりますけれども。

○鈴木委員 IAMが1番やっているのは、やっぱりそういったことに関心を持っている国際NGOとか、実際にプロジェクトが実施して終了したところの関係する人たちと意見交換をする場を定期的に作っているということですね。そういったことによって、こういうところがやっぱりこれから問題になるんじゃないとか、そういった論点というのが明確になってくるので、これは要するにJICAの実行部隊ではなくて、IAMのほうで独立にそういう形での意見交換をしている。例えばそう

いった形というのは考えられるのかなと思います。

先ほどもちょっと申しましたように、いろいろ努力をしていただいているということは、文面からある程度理解しているんですけども、ただ、そうは言いながら、例えば異議申立のところの書きぶりとか、もう少し未然防止を考えているということが、より文章にしっかり表れてもいいんじゃないかなと思う点もあるので、それについてはまた後ほど、より詳細な固まった案が出てきた段階でご指摘をさせていただけたらというふうに思っています。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様、異議申立手続要綱に限らず、ガイドラインの改定の文案の詳細については、また少し皆さん、目配りしていただいて、的確に方針が反映されているか、あるいは字句の表現が妥当か、誤解がないかなど、これから少しご指摘いただきたいと思っておりますけれども、今のところで重要な点がありましたら、ご意見を頂戴いたします。もしご意見がありましたら、サインを送ってください。

それでは、一応大きな流れとしまして、方針案について、かなり隔たりは少なくなってきたかと思っておりますけれども、ただ、繰り返しになりますけれども、大きく二つの点、細かな点はいろいろありますけれども、FAQの問題とEIAの公開の問題については、私の立場からJICA側にも再考といたしますか、再び考えるようなことをお願いしたいというふうに考えております。

それ以外のところでは、方針案が一つの試みとして文案という形に変えていただいておりますので、先ほど近藤委員からもありましたけれども、文案のほうを少しこれから揉んでいく。多くの方々の目を見ていただいて、誤解がないか、適切な反映ができていくかということで、今後少し作業といたしますか、お力をいただきたいというふうに思っております。

あと、異議申立については、重要な点は多分出ているとは思いますが、次回最終版のような形で出てきますので、今日いただいたものも含めて、もう1度ご議論いただく機会を作ることと考えております。

あと、それでは、ご意見を頂戴することはどういたしましょうか。何か機会を作りますか。

じゃ、今の点はその他のところでさせていただきますけれども、これまでのところで、ちょっと時間的には最後になってまいりましたけれども、ご発言がございましたら、最後頂戴いたします。サインを送っていただけますでしょうか。

村山委員、聞こえますか。お願いします。

○村山委員 ありがとうございます。村山です。

まず、異議申立に関する件、これは次回でもいいんですけども、やはり事前の協力準備調査から具体的な環境社会配慮に至る連続性ということがJICAにはそれなりに備わっていると考えています。特に助言委員会もそうですけれども、事前の協力準備調査でコンサルタントの方が行われている調査団の取り組みというのはやはり大きくて、そこで様々な協議があって、それが苦情処理にもつながり、その結果、異議申立の対応もある程度できているのではないかと考えています。

そういう意味で、これまでもコメントで出ささせていただきましたが、そのような事前の配慮と異議申立の連続性ということを考えていく必要があるのかなと思っています。

それから、もう一つ、今日折田さんから9のところまでの紹介をいただきましたが、もしこの点についてコメントがあれば、この後その他でご紹介がある期間に出しても良いのかどうか、あるいは

は異議申立については次回に回して、コメントは特に出さなくてもいいのか、その点について確認させてください。

以上です。

○原嶋座長 わかりました。どうもありがとうございます。その点については後ほどまとめて。

ほかにご意見はございますでしょうか。

それでは、一応これまでのところの議論は、一旦これで締めくくりにさせていただきたいと存じます。

その他ということになりますので、今、村山委員からもリクエストがございましたけれども、あまりご負担にならない範囲で、委員の皆様も資料が多いので、少しゆっくり精査する時間を置いて、次回の前に情報を出していただくような段取りをご提供いただけないかということで、事務局からご案内をお願いします。

○小島 まずはガイドラインの文案のほうから説明したいと思います。次回の諮問委員会が確か5月11日だったと思います。今日が4月13日なので、ちょうど4週間空くことになります。

文案についてコメントをいただくのは、締切りを20日にするか23日にするか悩んでいるところなんです。座長のご表情を見ると23日金曜日にいただければ、その後それを踏まえて、あとは近藤委員からのご指摘も踏まえて、ちょっと情報を整理して、また次回、ご説明するというにしたいと思います。ただ、ゴールデンウィークが5月3、4、5が祝日になりますので、5月11日の1週間前は祝日ということになります。資料の皆さんへの送付がちょっと遅れたりばたばたしたりすることはあるかと思しますので、その点は理解いただければと思います。

当然ながら文案を読んでいる中でいろいろ気になると思いますが、これまでの皆さんとの議論を踏まえて作成したつもりなので、また1から議論が必要なものについては、できるだけ控えていただければ幸いです。それは私たち事務局なので適宜対応したいと思います。

以上の予定でいかがでしょうか。つまり4月23日金曜日の締切りで、皆さんからご意見をいただくということでしょうか。

○折田 続きまして、異議申立手続要綱の論点の取り扱いについてご説明申し上げます。

各項目が同じ論点が通底して何か所も出てくるところがございます。議論が行ったり来たりしますので、後半まで併せてご説明させていただき、それからできる限り、やはり物事の軽重もあるため、紙でいただくというよりは、可能な限りその場で議論させていただいて、その後でどうしても必要でしたらばという形にさせていただければと存じます。

以上です。

○原嶋座長 村山委員、聞こえますでしょうか。

今のようなご案内という形でご了承いただけますでしょうか。

○村山委員 承知しました。

○原嶋座長 それでは、繰り返しになりますけれども、改定の文案につきましては、先ほどございましたけれども、基本的には、これまでの議論した方針が適切に反映されているかという視点、そして表現が妥当か、あるいは誤解を生まないかとか、ちょっと先ほどありましたけれども、EIAとかアセスとか影響評価とか一貫性が持たれているか、こういったところでの視点で、多くの方々から見ていただいたほうが今後議論に耐えられると思いますので、そういった視点で建設的なご指摘

を23日までに頂戴したいと思います。時間的に大変制約がございますけれども、そういったご事情でご容赦いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、本当に最後になりますけれども、もし何かご発言がありましたら頂戴いたしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

あと、事務局からもしご案内の必要ですね。

それでは、委員の皆様から特になければ、事務局から日程についての確認をお願いします。

○古賀 本日も長時間の議論、ありがとうございました。

次回、第9回の諮問委員会会合は5月11日火曜日の14時から17時を予定しています。会場はJICA本部会議室および今日と同じようにオンラインを想定しています。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○原嶋座長 繰り返しになりますけれども、委員の皆様、ご発言の希望がございましたら、最後になりますけれども、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは、大変長い時間、ありがとうございました。

これをもちまして、第8回の諮問委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

17:29 閉会